

予算特別委員会会議録

日時 平成25年3月18日（月） 開会時間 午前10時03分
閉会時間 午後4時11分

場所 議事堂地下会議室

委員出席者 委員長 武川 勉
副委員長 仁ノ平尚子
委員 棚本 邦由 堀内 富久 白壁 賢一 山田 一功
塩澤 浩 桜本 広樹 皆川 巖 渡辺 英機
保延 実 丹澤 和平 大柴 邦彦 永井 学
樋口 雄一 高木 晴雄 久保田松幸 安本 美紀

委員欠席者 な し

説明のため出席した者

知事 横内 正明

副知事 平出 亘

総務部長 田中 聖也

知事政策局長 芦沢 幸彦

福祉保健部長 三枝 幹男

森林環境部長 安藤 輝雄

産業労働部長 新津 修

観光部長 小林 明

農政部長 加藤 啓

県土整備部長 酒谷 幸彦

教育長 瀧田 武彦

警察本部長 真家 悟

議題 第15号 平成25年度山梨県一般会計予算
第16号 平成25年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算
第17号 平成25年度山梨県災害救助基金特別会計予算
第18号 平成25年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算
第19号 平成25年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算
第20号 平成25年度山梨県農業改良資金特別会計予算
第21号 平成25年度山梨県市町村振興資金特別会計予算
第22号 平成25年度山梨県県税証紙特別会計予算
第23号 平成25年度山梨県集中管理特別会計予算
第24号 平成25年度山梨県商工業振興資金特別会計予算
第25号 平成25年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算
第26号 平成25年度山梨県流域下水道事業特別会計予算
第27号 平成25年度山梨県公債管理特別会計予算
第28号 平成25年度山梨県営電気事業会計予算
第29号 平成25年度山梨県営温泉事業会計予算
第30号 平成25年度山梨県営地域振興事業会計予算

審査の概要 総括審査日程表により、午前10時03分から午前11時29分まで自民党・県民クラブの質疑を行い、休憩をはさみ午後1時01分から午後2時49分まで創明会の質疑を行い、さらに休憩をはさみ午後3時05分から午後4時11分までフォーラム未来の質疑を行った。

主な質疑等

質疑

(がん対策強化事業費について)

棚本委員

おはようございます。自民党・県民クラブの棚本でございます。本当にこの場に立ちますと、月日のたつのは早いものだなと感じます。この予算委員会も終わると、まもなく1年の終わりです。

昨年4月のがん対策推進条例の施行からもう少して1年が経過をいたします。執行部では、条例施行を契機としてがん対策に一層取り組まれ、新たな事業も展開される中で、まさしく私ども議会と両輪となってがん対策を推進してきたような感があります。私は条例案検討会の会長を務めていたという経緯もありまして、がん対策の着実な執行をこれからも注視してまいりたいと思います。

そこで、当初予算概要の81ページであります。がん対策強化事業費についてであります。平成24年度の取り組み状況を踏まえ、新年度におけるがん対策はどのような方針で事業編成をしたのか、まずお伺いをいたします。

三枝福祉保健部長 棚本委員の御質問にお答えいたします。本年度につきましては、がん対策推進条例の趣旨を踏まえ、早期に取り組むことが可能な事業をアクションプランに反映し、積極的に事業を実施してまいりました。明年度につきましても、がん対策推進条例に基づき、今年度末に策定をいたします第2次がん対策推進計画の全体目標でございます。がんによる死亡者の減少、すべてのがん患者とその家族の苦痛の軽減と、療養生活の質の維持・向上などの達成を目指しまして、がん対策がより効果的に実施できるよう事業を編成したところでございます。

棚本委員

ただいま部長から、さらに積極的にという強い決意に向けた答弁をいただきました。力強く推進できるという、こういう感じを感じました。策定中の新たな計画もできるわけでありますから、この計画に基づいてより効果的に推進されることを期待するものであります。

次に、がん対策の個別事業について伺います。まず、1番の地域がん登録事業費についてであります。県内のがん死亡者数は、今、手元にいただいております人口動態統計で把握できますが、発症者数というのは地域がん登録でなければ把握できないと承知しております。したがって、がん対策を効果的に推進するための基礎資料といたしまして、地域がん登録事業は極めて重要な事業であると認識しております。また、本県のがん登録の精度は、診療にかかわった病院等の御協力の中で、全国でも私はトップクラスだという話を聞いております。

このような貴重なデータを県民に還元していく必要があると思っております。どのように還元していくのか、この点お伺いいたします。

三枝福祉保健部長 がん登録のデータにつきましては、毎年、本県における罹患数や罹患率を、胃や大腸などの部位別、年齢別、性別などに集計・分析をいたしまして、その結果を表やグラフを用いてわかりやすく解説したものを県のホームページにおいて公表し、県民に情報を提供しております。また、集計データを市町村や医療機関に提供することによりまして、検診事業や医療水準の向上につなげて

まいりたいと考えております。今後はさらにデータを蓄積いたしまして、生存率などにつきましても公表をしてまいりたいと考えております。

棚本委員

今、部長の御答弁の中で、罹患率ということであります。インターネット等の部分につきましては、確かに迅速かつ広範囲で伝達できるメリットもあって、ただ、最近いろいろ話が出ております情報管理という、こういう難しさも指摘されております。

地域がん登録データは、がん対策の比較評価のための資料でもありますし、公衆衛生の基礎資料でもあります。例えば私どもは知事のお肝いりで広く前進をしましたが、子宮頸がんでは現在、10歳代の女性にワクチンが広く普及してきました。これらも効果を検証していくためには、がん登録のデータを30年間とかこういうスパンで長期的に分析していく必要があるとも言われておりまして、私も認識をしております。

本県の地域がん登録のデータを研究者が経年的な分析を行う際に過去の資料を参照できるようにしっかりと管理していく必要があると思いますが、この点、重複するかもしれませんが、どのように保存、そして、管理していくのか伺います。

三枝福祉保健部長 がん登録のデータにつきましては、医師や研究者等の申請に応じまして、個人が特定されない範囲内で利用していただいておりますが、蓄積された貴重なデータを適正に管理し、いつでも提供できるようにしております。なお、データにつきましては、関係者以外の立ち入りが制限された登録室におきまして、電子ファイルにより厳重に保存・管理をしております。以上でございます。

棚本委員

厳重に管理されているということでありまして、情報管理というものを、近年というか、当然ながら大きな管理ということ自体も役割を果たさなければならぬ。なお一層の厳重管理。ただ、管理と同時に並行して、研究者等を対象とした公開についても、なお一層の積極推進をお願い申し上げるところでございます。

次に、4番の子から親へのメッセージ事業費について伺います。地域がん登録のデータを見ると、子宮頸がん、乳がんなどは若い世代からの発症が多くて、若いときからの検診の受診が重要であることがわかります。このため、がん検診の普及啓発に係るさまざまな取り組みを行っていますが、全住民を対象としたいいわゆる広報誌などでは、私どももそうですが、見過ごされることが比較的多いというような話を私も実感しております。

疾病予防の分析研究では、受診率向上の戦略といたしまして、個別に渡す手紙、パンフレットなどいわゆるスモールメディアによる情報発信が有効とされています。本事業は子育て世代に対してがんに関する情報を効果的に伝える手法だと思いますが、本年度の事業の実施状況はどのようなものであったのか、そしてまた、メッセージを受け取った保護者からどのような感想があったのかお伺いいたします。

三枝福祉保健部長 まず実施の状況についてでございますが、県内の保育所・幼稚園314カ所のうち111カ所、35%に参加をいただきました。参加の園児数は8,005人で40%でございました。

次に、保護者からのアンケートの結果によりますと、93%の方が「メッセージががん検診を考えるきっかけになった」というお答えをいただいております。また、御意見として、「家族全員で健康を考えるよい機会になった」「家族

のためにも定期的のがん検診を受けようと思った」「子供からのメッセージが心に響いた」など、事業に肯定的な意見が大多数でございました。

棚本委員

今答弁をお聞きして改めて、93%ですか、9割以上の方が考えるきっかけになった、これは非常にすばらしい数字だと思います。私は、きっかけになること自体がすばらしいことであり、なおかつ、9割以上という数字は改めてこれが本当に有効な手段だということを実感いたしました。初めての試みでもありますし、対象も広範囲である事業というのは、これは一朝一夕にはできないことも承知しておりますし、私自身は4割弱の実施率が一概に低いとは思わない、こういうふうに考えます。来年度にはさらに多くの参加が得られるよう周知に努めてほしいことを申し上げまして、次の質問に入ります。

次に、7番の県民公開シンポジウム開催費についてであります。昨年9月に実施されました公開シンポジウムの開催チラシを拝見いたしました。県立病院機構の小俣理事長、そして、山梨大学の山縣教授、国のがん対策推進協議会の門田会長といった、本当に第一線で御活躍されている先生方をお招きいたしまして、大変に貴重なシンポジウムであったと思います。来年度には県立中央病院にゲノム解析センターが開設されますが、通常の医療を受ける際にもがんと遺伝子の関係について基本的知識が必要になります。県民に対する正しい知識を普及啓発することは一層重要になると考えております。

そこで、本年度のシンポジウムではどのような成果があったのか、また、来年度どのような内容を考えているのか、その点お伺いいたします。

三枝福祉保健部長 まず成果についてでございますが、昨年の9月23日に山梨学院大学におきまして、「ゲノム情報を活用した個別化医療の推進」と題しまして実施いたしました。大学生、医療関係者や一般県民の皆様など382名の参加がございました。アンケート結果では、「理解ができた」「大体理解ができた」を合わせまして64%を占めましたことから、参加者に対する普及啓発がおおむねできたと考えております。また、がんについて「もっといろいろなことを知りたい」というお答えも78%ほどございました。

次に、明年度のシンポジウムにつきましては、アンケート結果も踏まえまして、がん医療についての最新情報や県民の関心の高い話題をよりわかりやすく提供できるよう工夫をしまいたいと、こんなふうに考えております。以上でございます。

棚本委員

私も一昨年、がん対策推進条例を策定しているときに、NPO法人が主催するがんフォーラムにも出席いたしました。そしてまた、がんに関する多くの団体の意見を伺う中で、新たな情報、そして、多くの課題を認識したところであります。同時に普及啓発の大切さを実感いたしました。

がん発症のメカニズムはとても複雑でありまして、さらに年をとるに従い発症する割合が増加することはこれは避けられませんが、県民が正しい情報を得て、規則正しい生活習慣を身につけることによりましてがんが発症する割合を低減するものと思いますので、来年度も最新情報を提供できるシンポジウムとなることを期待して、次の質問に移ります。

(がん医療について)

県立中央病院は、がんの包括的診療体制の整備、いわゆるがんセンター化を進めていくこととされ、本県のがん診療の中心的な役割を担っています。そこで、本県のがん医療について県立中央病院の取り組みを幾つか伺います。

予算概要82ページであります。ゲノム解析・研究事業費補助金についてであります。ゲノム解析センターは、今年4月以降の開設に向けて整備中と聞いていますが、質の高いがん医療の提供に資するために、遺伝子情報の研究はどのような内容になるのかまづお伺いします。

横内知事

4月1日から発足を予定しておりますゲノム解析センターにつきましては、がん患者などの遺伝子を解析したしまして、どういう治療法が効果があるかという遺伝子研究を進めていくことにしております。遺伝子研究は、長期間継続して取り組んで、データをできるだけ多く蓄積していく必要があるわけですが、そうしたデータを分析することによりまして、いわゆるオーダーメイド医療などといっておりますけれども、この患者さんにはこういう薬が一番いい、その薬をどのぐらい投与するのが一番適切だというような、一人一人の患者さんに合った治療法が将来的には実現していくのではないかと考えております。

また、将来的にはがん発症に関連する遺伝子を明らかにしてくることによりまして、がん患者さんでない健康な方に対しましても、本人が希望すればですが、その方の遺伝子を分析して、こういうがんにかかりやすい、したがって、生活上こういう注意をしてくださいというような、そういう予防医学にも役に立つのではないかと考えているところであります。

棚本委員

今、知事からお話がありましたオーダーメイド医療、これを受けられる側の患者にとってみますと、まさに本当に理想の姿でもありますし、この研究が力強く推進されることを望むものでもあります。

県立病院機構の小俣理事長から、本県のゲノム研究について少しお話を伺いました。規模は小さいけれども、全国でもトップレベルの研究成果を出すこと強いお話を伺っておりまして、大いに期待しているところでもございます。

中央病院では1月に通院加療がんセンターが開設されておりまして、ゲノム解析センターとともに、化学療法の拠点として県民の期待も本当に大きく、本県のがん医療の推進に大きく貢献していくことが期待されています。開設からまだ2カ月過ぎたばかりであります。がんセンターの利用状況はどうか、この点をお伺いいたします。

三枝福祉保健部長　がんの化学療法は、分子標的薬などの進歩によりまして通院型の治療を行う形態が可能となり通院患者が増加しています。センターに通院患者用ベッドを32配置いたしまして、通院患者に対応できる体制を整備したところでございます。センターは、開所後間もないため、2月末までの延べ患者数は790人、月平均で400人弱となっております。今後周知が進むにつれ、利用者が増加をしていくと考えております。以上でございます。

棚本委員

開設されてまだ本当にわずかです。790人という受診者があったということで、これは少なくない数字で、私どももそうではありますが、県民にとりまして通院加療がんセンターは本当に切望したものでありまして、私ども県民の悲願でありましたから、こういう数字の中でますます増加が予想されますが、キャンサーボードはじめ、本当に充実したさらなる利用に期待申し上げているところでもございます。

次に、予算概要82ページのがん診療連携拠点病院機能強化事業費補助金について伺います。本県では、県立中央病院、山梨大学医学部附属病院、市立甲府病院、富士吉田市立病院の4病院ががん診療拠点病院に指定されまして、こ

のうち、県立中央病院では、都道府県がん診療連携拠点病院として、他のがん連携拠点病院や地域の病院・診療所のまとめ役を担っています。

医療資源の限られた本県では、各地域のがん拠点病院を中心とした地域医療機関の連携を推進するとともに、県立中央病院を中心としたがん拠点病院のネットワークを機能させ、県全体のがん診療水準の向上を図ることが重要であると考えます。そこで、県立中央病院と地域のがん拠点病院との連携の取り組みをどのように進めているのかお伺いいたします。

三枝福祉保健部長 本県では、県立中央病院が中心となり、4つのがん拠点病院が協議会を設置し、緩和ケア研修の充実や院内がん登録の推進、がん相談支援などの機能連携を図っております。また、同じく県立中央病院が中心となりまして、疾病段階に応じて連携して診療を行うための計画である地域連携クリティカルパス、これを県内で統一して作成するなど、がんの診療連携の充実も図っているところでございます。今後におきましても、県立中央病院とがん拠点病院、がん拠点病院と地域の医療機関との連携を強化し、県全体のがん診療の水準向上を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

棚本委員 ただいま答弁の中で、地域連携クリティカルパスの話も出ました。この連携という部分は対策の中でも大変重要な部分だという認識を私も持っておりますので、大変な部分ではありますが、手を緩めずにしっかりと行政主導でよろしくお願いしたいと思います。

(学校におけるがん教育の推進について)

最後に、当初予算概要81ページのがん対策強化費のうち、3番、学校におけるがん教育推進事業費について伺います。がんは、喫煙などの生活習慣が原因の1つでありまして、がんの予防や早期発見を啓発するためには、子供のときからみずからの体に関心を持ち、がんに関する正しい知識を身につけることが重要であると考えています。

このため、昨年10月には、福祉保健部が作成したがん教育の普及・啓発用リーフレットや、日本対がん協会が制作したアニメーションのDVDを県内の中学校と高等学校に配布し、養護教諭などへの説明も行われたとお聞きしております。そこで、学校では、これらの教材の活用など、どのようにがん教育に取り組んでいるのか伺います。

瀧田教育長 学校におきましては、保健の授業や養護教諭による健康教室などにおきまして、リーフレットやDVDを活用し、喫煙や飲酒とがんの関連性、子宮頸がん予防ワクチンや検診の必要性などの学習に取り組んでいるところであります。また、学校からのたよりなどに、がんに係る情報を掲載し、家庭におきましてもがんについて考える機会を提供する中で、家族全員のがん予防等に関する意識の高揚に努めているところであります。以上です。

棚本委員 着実に学校でがん教育が進められているという答弁もございまして、大変結構だと思います。ただ、私は、今は中学校と高等学校であります。さらに小学校からのがん教育を充実するとともに、児童生徒に教える先生方の研修も大事な部分ではないかという考えを常々持っております。つきましては、来年度に、いま一步踏み込んで、がん教育にどのように取り組んでいくのか伺います。

瀧田教育長 明年度は、新たに小学生用のリーフレットを作成し、小学校におきましても、

がん予防のための望ましい生活習慣の大切さなどについて理解を深めさせる取り組みを進めてまいり所存でございます。また、養護教諭や保健主事の研修会などにおいて、リーフレット等の活用方法や先進事例を紹介しながら、指導方法の工夫・改善を図ってまいります。以上です。

棚本委員

小学生への導入として先生方への研修の実施で、今年はますますがん教育の推進が図られると、このように考えております。県の重要な課題でありますがん対策が新年度に向けてさらに強力で推進されることを期待いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

(道路等公共施設用地の未登記について)

堀内委員

自民党・県民クラブの堀内です。

ただいまより、平成25年度当初予算課別説明書、県土8ページ、第8款土木費第1項土木管理費の用地事務費に関連して質問をいたします。

質問に先立ちまして、平成23年8月9日付の山日新聞に掲載されました、公道登記漏れ3万5,000筆の記事について整理してお話をしたいと思います。当該記事では、県内の15自治体における公道などの未登記物件が、この時点で少なくとも3万5,000筆の道路用地で存在し、確認できただけでも約65ヘクタール、東京ドームに換算しまして約14個分あるとのことでした。そして、その原因としては、過去に道路整備を要望する住民から提供を受けた土地について、寄附を受けた時点での提供物件の分筆登記を怠り、なおかつ、長年にわたりその必要な管理義務を放置してきたことによるものとしています。そして、この未登記地解消のためにかかる必要な費用は、測量費用などを合わせて25億円以上にも上るとのことでした。

また、その他の問題といたしまして、未登記地について甲府地方法務局は、土地の提供者側が課税面で不利益をこうむるか、相続面で問題が生じる可能性がある。行政は寄附を受けた段階で分筆登記を済ませるべきだったと指摘しています。

一方、ある情報によりますと、山梨県においても、県道などの県が管理すべき土地において約3,000筆余もの未登記物件があり、これらもまた同様の諸問題を抱えていると見ております。

そこで、これらのことを踏まえて伺います。まず初めに、山梨県において、県道など県が管理すべき土地におきまして現時点で未登記物件がどれだけありますか、伺います。

酒谷県土整備部長 県土整備部の所管の土木施設用地にかかわる未登記筆数は、この10年間で約4割以上を削減し、平成25年1月末現在で2,408筆となっております。

堀内委員

今、2,408とお伺いしましたけれども、これは確認がすべてとれていると思うんですけれども、この中でとれないようなものはありますか。

酒谷県土整備部長 平成3年度から各建設事務所に未登記処理専任の嘱託職員を配置するとともに、平成11年度からは公共嘱託登記土地家屋調査士協会や同司法書士協会と協定を締結しまして、未登記用地測量等の委託を行っているところでございます。また、未登記解消に集中的に取り組むために、過年度未登記処理方針を策定し、平成23年度から過年度の未登記土地の再調査を実施しているところ

であります。さらに、新たな未登記土地を発生させないために、相続や共有地問題が発生している土地については、土地収用法の活用を検討することとしております。また、法律的な専門知識を必要とする個別案件につきましては、担当職員を対象とした、弁護士等による専門家相談を実施しているところであります。

堀内委員 今の回答は、未登記の物件の解消のための手立てですか。

酒谷県土整備部長 そうであります。未登記土地につきましては基本的に確認済みであります。

堀内委員 さまざまな対策を講じてきたとのことではありますが、それでも未登記がなかなか解消しないというのはどのような理由からでしょうか。

酒谷県土整備部長 未登記が解消しない主な原因は、遺産分割争いにより相続が進展しないこと、法務局の附属地図と現況の筆界の不一致や、境界争い等により分筆が行えないこと、名義人や相続関係人の行方不明等により、登記に必要な書類が整備しないことなどでございます。

堀内委員 未登記が解消しない土地提供者にとりましては、固定資産税上の不利益が生じる可能性があります。県ではこのようなことに何か対策を講じていますか。

酒谷県土整備部長 県では、契約した土地が当該年度中に所有権移転の登記ができない場合であっても、道路等公共施設用地として取得したことに伴い、当該土地の固定資産税が非課税として取り扱われるように、当該土地が所在する市町村長さんに毎年周知等を徹底しているところであります。

堀内委員 非課税の手続がなされず、課税されていた場合には、何らかの救済措置があるんですか。

酒谷県土整備部長 課税されていた場合に、土地提供者から市町村に対して申し出があり、道路等公共施設用地として供されていることが認められれば、地方税法によりまして、原則5年分さかのぼって還付を受けられると承知しております。

堀内委員 引き続きまして、不動産登記について取引があれば、民間と同様に行政であっても登記をしなければならんという点についてお話しします。

不動産登記法によれば、登記には、不動産の表示に関する登記と不動産の所有権・地上権等の権利に関する登記があります。そして、不動産に係る権利を取得した者は、当該権利に関する登記の申請をすることができるかとされています。

一見、登記をするかどうかは譲受人の自由であるように見えますが、譲渡があっても登記がなされない場合には、譲渡人は譲受人に対し、登記をして真実に合致せしめることを内容とする登記請求権を有するとともに、譲受人は右登記請求に応じて、このことに協力する義務を負うことを認めた昭和36年に出示された最高裁判例があります。このことは、当該不動産を取得した者が国などの行政機関であっても何ら変わらず、不動産について権利を取得したときは、遅滞なく当該登記を登記所に嘱託しなければならないこととなります。

現在、下級審の裁判例ではありますが、ある行政機関が権利を取得した後、未登記のまま放置している不動産について、某県の所有権の主張を退けたもの

があります。この敗訴判決を受けてやっとな腰を上げ、定例会において県土木事務所に処理担当者を指定し、某県未登記土地事務処理要領を改訂し、契約書などの証拠書類の徹底調査、市町村からの相談に対して県のノウハウを提供・助言することを県土木整備部長が答弁いたしました。

そこで、これらのことを踏まえてお尋ねします。県ではこれまでさまざまな取り組みをしてきたようですが、これらに係る費用が本予算にどの程度計上されているのかという予算配分を伺います。

酒谷県土整備部長 課別説明書の県土8ページの本用地事務費に計上しております1,284万8,000円のうち、過年度取得未登記用地の再調査に係る委託料として889万8,000円を計上しております。また、各建設事務所に配置している未登記処理専任の嘱託職員6名に対する報酬として、1,288万8,000円を計上しているところであります。

堀内委員 今の計上された予算について、未登記物件の解消に十分なものか、そういう判断をしているか伺います。

酒谷県土整備部長 過年度未登記処理方針に基づきまして、平成22年度からの3年間でまずは用地取得から20年以上が経過した未登記1,600筆余について、その現況等の再調査を優先して実施し、その後、登記を順次行っていく計画であります。平成25年度に計上している予算は、550筆相当の再調査に必要な予算を計上しておりまして、再調査は計画どおり完了する見込みでございます。

堀内委員 未登記のまま放置すれば、登記を実現することが困難になり、労力と時間がかかるという点についてお話しいたします。

現状を把握していながら数十年もの間登記手続が遅延していることは、当該不動産について登記すること自体についても大きな弊害をもたらしてきています。例えば登記名義人が亡くなったり、相続が発生した場合には、登記に協力すべき者が登記名義人1人で足りていたものが、複数の相続人となってしまいます。また、何らの措置をしないで相続人の1人が亡くなった場合には、相続人の相続人も登記協力者となってしまいます。

県内にある未登記の某学校用地の案件では、明治20年に生まれ、昭和27年に死亡した方には、相続人が25名いらっしゃいました。何らの手立てをしないで放置すればするほど、相続人の数は増加していきます。そうなれば、相続人を調査することだけでも時間と経費がかかります。この問題は、時間がたてばたつほど解決を一層困難なものにしてしまうのです。

そこで、伺います。権利登記を行っていない土地があることについて、県としてどのような弊害があると認識していますか。

酒谷県土整備部長 未登記の状態が経過することに伴いまして、相続人が増加し、今以上に解決が難しくなると認識しております。

堀内委員 公用財産であっても登記をしなければ権利を保全できないという点をお話しします。

不動産の登記制度は、不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための制度であり、民法第177条の規定により、不動産に関する物件の得喪及び変更は、不動産登記法、その他の登記に関する法律の定めるところに従い、その登記をしなければ第三者に対抗することができないとされています。

これに関連して、公有財産が未登記のまま放置されたことにより、譲渡当事者ではない第三者が発生してしまいます。新たな問題が生じた事案があります。譲渡人の名義のままになっている土地について、譲渡人の債権者に差し押さえられ、競売が実行されたところ、後になってその物件が公有地であったことが判明したという案件です。

当該土地の帰属の優劣は、先に示した民法177条によれば、登記の先後によって決められますので、当該土地所有者は、競売手続によって登記を具備した買受人です。登記を行わなかった行政機関にとって、今まで譲渡人と積み重ねてきた用地交渉は一切水泡に帰し、行政機関は用地交渉を新たに買受人となった者と一から始めなければならなくなるのです。今までに費やした時間と費用がすべて無駄になることの原因は、登記がおくれているという一事に尽きることです。

そこで、次のことを伺います。未登記物件に絡み、現在の登記名義人または未登記物件を取得した第三者などから、未登記であることについて何らかの申し立てを受けたことが今までにありますか。

酒谷県土整備部長 委員御指摘のような、競売等で取得した第三者からの申し立ては、現在まで報告されておられません。

堀内委員 第三者が取得することは今後もないとは限りません。むしろ可能性は十分あると思われれます。そうならないためにも、一刻も早い解決が必要ではないでしょうか。

そこで、伺います。未登記物件の登記処理に向けた踏み込んだガイドラインの作成が急務であると思われれます。市町村の指導を含め、現在行われていることとあわせて、その方向性を見解を伺います。

酒谷県土整備部長 県では、過年度未登記処理の推進体制や未登記物件の現況等を再調査、分類し、順次その解消に取り組むことを定め、過年度未登記処理方針を平成22年度末に策定したところがございます。未登記の解消に当たりましては、この方針に基づき計画的に進めることとしており、平成3年度以前の、取得から20年以上を経過した未登記1,600筆余につきまして再調査を実施しているところでありまして、明年度までに完了する見込みであります。

なお、市町村の未登記物件につきましては、それぞれの市町村がその解消に取り組んでいるところであり、県では、市町村から相談があった場合に、県のノウハウを提供・助言しているところであります。

堀内委員 実行には相当の費用もかかると思いますが、処理をさらに先伸ばした挙句に発生する諸問題の解決に係る費用と、適正な登記処理のための予算を組み確実に登記を行っていった場合、どちらが将来的に費用対効果の面において成果があると判断していますか。

私の懸念するところでは、市川三郷町工業団地のような、管理を放置した結果、取り返しのつかない事態に発展するという事態であります。必ずしも同種の事案として比較されるべきものではないかもしれませんが、今の怠りが後にとんでもないツケを生むという観点では一致していると思えます。

そこで、関連して、責任問題について言及します。市川三郷町の一件では、長い年月の経過の中で責任の所在が不明確でこれを特定しがたいとし、担当関係者の処分はできないとしています。そこで伺います。そもそもきちんとルールに従って用地を取得していれば登記できなかったことはないはずですが、な

ぜ未登記の土地が発生するのでしょうか。現在の状況とあわせてその原因を伺います。

酒谷県土整備部長 未登記の多くは昭和30年代から50年代に発生したものであり、当時は災害復旧など緊急の場合等において、相続人の地元代表者との契約や工事を実施することに対する承諾により、登記に先立って、売買代金の支払いや工事を行うことがあったと聞いております。このため、後処理となった登記事務において、相続人全員の承諾が得られなかったり、公図と現況が一致しておらず、分筆登記が困難となったことなどから未登記が発生したものであります。現在は、基本的に所有権移転登記が完了しなければ精算金を支払わないこととしております。

堀内委員 未登記の発生についても歴代担当関係者に対する責任もあると思いますが、その辺をどのように考えていますか。

酒谷県土整備部長 未登記の多くは昭和30年代から50年代に発生したものであります。当時は、災害復旧など緊急の場合等において、相続人の地元代表者との契約や工事を実施することに対する承諾により、登記に先立って売買代金の支払いや工事を行ったことがあったと承知しているところであります。なお、未登記の筆数が多く残っている状況は、全国的に見ても同様であるということでございます。

堀内委員 今後相当な年月にわたり解決に至らなかった場合、市川三郷の一件と同様、過去の責任の所在が不明という事態に陥ることが目に見えていると思います。その結果、当該案件同様に、担当関係者には一切責任は及ばず、県民だけにそのツケを回すという事態が容易に想像できます。

そうしたことにならないためにも、現在の取り組みに満足することなく、さらに未登記処理のスピードアップを図っていく必要があります。そのためには、速やかに問題解決の具体的計画を策定し、これに従い処置したならば、かかる費用を明確にすべきです。そして、万一、この計画を放置した場合には、今後の歴代担当関係者に責任が及ぶことも覚悟させることが必要ではないでしょうか。

そこで、伺います。今後より一層の未登記地解消に向けた取り組みを進めていくべきと考えますが、そのような考え方や覚悟はあるのか伺います。

横内知事 公共施設用地の未登記の問題は、委員がただいま質問の中で御指摘になりましたように相当なものがあるわけでございますけれども、これはいつまでも放置しておけばいいというものではございません。いつかの段階では解決をしなければならぬ問題だと思っております。とりわけこれが放置された場合には、いろいろ後々、訴訟その他でかえって厄介なことになるということがありますから、もちろん相続人がはっきりしないとか、相続のトラブルがあったりとか、あるいは公図が不正確であるとか、いろいろな問題があつてこういうものが残ってきているわけでありましてけれども、そういう困難を乗り越えて、できるだけ早く問題を解決していく必要があると思っております。

先ほど部長が答弁をいたしましたように、県としては、22年度に過年度未登記処理方針をつくりまして、1,600筆の未登記物件について、現在、再調査を行っているところでございます。その調査結果を踏まえまして、とりあえずはまず相手方の協力が得られると判断できるものについて順次その解消

に取り組んでいきたいと考えております。今後、登記可能なものの数とか内容を精査して具体的な処理計画を定めまして、所要の予算も計上し、法務局をはじめとする関係機関や、あるいは土地家屋調査士さんなどの専門的な団体の協力を得ながら、未登記土地に関する関係者の御理解をいただいて、早期の解消に努力をしていきたいと考えております。

堀内委員

今回は、県土整備部が管理する公用地のみ言及しましたが、このほかにも、森林環境部、農政部なども同種同様の問題を多く抱えていると聞いております。これらにつきましても、適正な解決に向け、計画的な予算づけをし、スピーディーな解決を図っていただきたいと思っております。また、市町村の抱える膨大な未登記物件も解消に向け、県としての的確な指導を望み、質問を終わります。

(セミ・オープンシステムの導入について)

白壁委員

まず初めに、セミ・オープンシステム導入費用ということであります。我が国の医療制度は崩壊の方向に向かっていていると私は考えております。というのは、戦後、ドイツ医学からアメリカ医学に転換していきました。これは皆さん周知の事実でありまして、アメリカの医学に変わっていったときから、物まね、右にならえ、アメリカの言うのが正しいんだ、制度は正しいんだということで、これを金科玉条のごとくずっと続けてきた。結果的に今の医療制度の崩壊をもたらした。

それにも凝りもせず、今度は例えば臨床制度の導入、これも失敗。もっと言うと、今、包括支払い制度が今年から始まっていますね。今年からというか、大分前から議論されてスタートしたもののなんですけれども、これは医療の崩壊の最たるものなことなんです。ということは、包括と、いわゆる出来高を2つに分けてしまえと。だから、患者はそこに長くステイできなくて、180日とか90日とか何十日で早く追い出されてしまう。これは根本的に医療の考え方から逸脱したもの、いわゆる企業型経営に移ってきてしまう。時間がないので、ここでこの議論を始めるとそれだけで1時間もかかってしまうので。

というような考え方なんですけれども、もうしょうがない。仕方ない。みんな、今までの官僚がそういう方向に持ってきてしまった。それを了としてきた県もある。しょうがないから、ここはシステムを例えばセミだとかオープン、オープンもフル・オープンシステムに変えなければならないというふうに考えるところでありまして。

そこで、予算概要78ページに導入事業費が計上されているんですが、事例について、特に今回はいわゆる妊産婦の関係、産科の関係でありますから、その件数とか、どのような効果を見込んでいるのか、この点についてお伺いいたします。

三枝福祉保健部長

白壁委員の御質問にお答えいたします。富士・東部地域におきましては、平成20年度から都留市立病院で妊婦健診を行い、分娩は山梨赤十字病院で行うセミ・オープンシステムが実施されているわけですが、昨年度につきましては174名が健診を受けております。また、平成23年度からは、塩山市民病院に山梨大学医学部附属病院から医師を派遣して妊婦健診を行い、分娩は同病院または市立甲府病院で行うセミ・オープンシステムが試行されているわけですが、これまでに18名が健診を受けていらっしゃいます。身近な地域での妊婦健診が可能となったことによりまして、こうした分娩が休止されております地域の妊産婦の負担の軽減につながっていると考えており

ます。以上でございます。

白壁委員

今、御説明いただいたところではありますが、マイケル・ムーアという監督のドキュメンタリー映画を御存じですか。「シッコ」というやつ。「シッコ」って何か聞こえは悪いですが、日本でいうと何というんだらうね。「テロより怖い、医療問題」という映画がありましたが、見たことあるでしょうか？この中に、医療関係の大変な、これからの状態がどうなるのかということ、今のアメリカの段階をあらわしています。これを見ると、日本の先々がどういうふうになっていくのかなということを心配するのは私だけじゃないんじゃないかと思えます。

ということで、次に、県では、産科のオープンシステムではなく、セミ・オープンシステムということではありますが、なぜセミなのか、なぜオープンじゃないのかお伺いします。

三枝福祉保健部長

お答えいたします。一般的に産科のオープンシステムは、身近な診療所の医師が妊婦健診を行い、出産の際に医療スタッフが、豊富で医療設備の整った病院に出向いて分娩を行うシステムでございます。本県におきましては、分娩可能な診療所が大きく減少いたしまして、さらに現在診療している診療所では、年間150件以上の分娩を取り扱っておりまして、診療所の医師が病院に出向いて分娩を行うオープンシステムの導入は難しい状況だと認識しております。こうしたことから、医師を大学や中核病院から地域の病院に派遣して健診を行うセミ・オープンシステムを導入することとしているところでございます。以上でございます。

白壁委員

難しいことに果敢に挑戦するのが本来であります。やはりセミよりも、オープンのほうが間違いなく、いわゆる病診連携というやつ、診療所と病院とが連携するということなんです。こういう仕組みがしっかりとないと、これから医療が崩壊、さらに厳しくなる時代、医者がいない、訴訟が起こる、事故が起こる、こういうものでなかなか難しい時代なんです。その点についていかがですか。あわせて、将来ビジョンもお伺いしたいと思います。

三枝福祉保健部長

現状におきましては、御承知のとおり、産科医の不足が非常に深刻でございます。したがって、院内助産や助産師外来を推進しつつ、セミ・オープンシステムの拡充を図るなどの取り組みを進めているところでございます。中長期的には、山梨大学医学部の地域枠の学生の卒業によりまして県内の医師の増加が見込まれますことから、産科の後期研修プログラムの実施や、産科を専攻する研修医への奨励金支給などによりまして産科医の確保を図っていきたいと考えております。こうした取り組みを進めることによりまして、身近な地域でお産ができる体制が整備されるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

白壁委員

なせばなるではありますが、やらなければならないわけでありまして、重要なところはそこにあるので、ぜひ挑戦していただきたいと思えます。

医師不足というのは産科だけじゃないですね。産科の次に足りないのが外科であって、総体的に医者が足りない、ドクターが足りないということなんです。医療資源の有効活用ということは論を待たないということではありますが、人口が減少していきます。私は地域の医療というのは、地域の中でしっかりとした病院があって、まとめるんじゃないなくて、地域病院として頑張るのが本来の姿だ

と思うんですが、けど、今の現状からするとオープンシステムしかないということで、いわゆる総合病院化というのはこうなってくると限界があるとなってくるんですが、この点についてどのようにお考えかお伺いいたします。

三枝福祉保健部長 現状といたしましては、地域の医療資源の不足や病院間の距離といった地理的な要因、また、それぞれの医療機関の運営者が異なり、統一的な意思決定ができないなどの問題がございまして、オープンシステムの導入に必要な医療機関の機能分担あるいは連携が十分に進んでいない状況にあると認識しております。したがって、今後は各病院の強みや特性が十分に発揮されるよう機能強化を図るとともに、医療機関の連携を進めまして、地域全体で高度で専門的な医療を提供することができるように努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

白壁委員 ここまでオープンシステムというか地域の医療について否定されると、先々のビジョンが聞けないものですから。でも、やはり最終的にはそこにあると思うんです。これだけ小規模な県ですから、いかに病診連携をしたり、あとは二次医療圏との病病連携をしていく、これはもうやるしかない。これをやらなければ大変なことになるということです。

（少人数学級の取り組みについて）

次の質問に移らせていただきます。次は、少人数学級の取り組みについてお伺いいたします。

本県のような小規模な県がこれから維持存続、サステナブルにしていくためには何が必要かという、もちろん道路も必要でしょう。企業誘致も必要でしょう。いろいろなもの、就労の機会拡大も必要なんですけれども、資源のない、こんな小さな山の奥の、それでいて東京に隣接している中で人口が唯一減るようなこんな県の中では、米百俵ということが僕は一番重要だと思うんです。米百俵ってどういうことなんだということです。これは新潟の長岡の専売特許でも何でもない。百俵の米よりもいかに教育が重要なんだよということなんだと思うんです。

今、市町村独自に学級編制等がされているんですが、市町村が地域や学校の実情に応じて学級編制ができるよう法が改正されたことは承知しております。実際に市町村独自で県の基準を上回る少人数学級が行われているのか行われていないか、行われているとしたらどの程度あるのか、その点についてお伺いいたします。

瀧田教育長 今年度は小学校が9学校9学年、中学校が12校14学年におきまして、小学校では5、6年生、中学校2、3年生などに対し、県の基準を上回る少人数学級の編制を行っていることを承知しております。

白壁委員 市町村単独教員の雇用で、多くの市町村は単独で職員を雇用し、それぞれの学校の実情に応じた少人数教育を実施しているということですが、教育長、御存じのとおりだと思うんです。さあ、35人学級だよと言っても、実際には30人学級をしているんです。それで、県から来たよとかいうと、さっと30人学級に分かれる。いろいろなものがあるんでしょうけれども。

フィンランドの教育というのがありますね。フィンランドは、普通規模の学校においても、わざわざ複式をするんです。もともと5人単位で教育の1つの枠ができていますから、5人の中でできる者、できない者。今回は1つのクラ

スの中が例えば20人あります。20人の中で、わざと今度、この5人の下の学年と、1年と6年を……。仕組みが違うんですね。教育の仕組み、教員をつくるための仕組みも違いますし、基本的なものということは、国に対する愛着も教えていますし、日本の制度とはまるで違う。根本はゆとり教育です。日本人はゆとり教育をすると遊ぶんです。フィンランドの人はみずから学ぶから、ゆとり教育をしても遊ばないんです。この違いなんですね。ということで、質問がどこかに行ってしまうので。

現状の教員の状況について、単独で雇用している教員の状況、これについてお調べいただければお伺いしたいと思います。

瀧田教育長 市町村が雇用しております教員の現状は、昨年5月1日現在の市町村からの報告では、小中学校全体で24市町村におきまして、常勤で208名、非常勤で55名の合計263名が雇用されております。

白壁委員 驚きですね、263名。本来でいえば、こういう人たちは県費で正式なものとして扱うべきなんですね。というのは、例えば正職員の方々は研修に行きます。研修は門戸を開いているからどんどんウエルカムで来てくれと、そう言うのでしょうか、そこへ行くときの旅費は出るんですか。ある市町村では出ています。あるところでは出ていません。もっと言うと、その臨時の人たちは身分保障で、行きながら事故に遭ったら、県で保障してくれるんですか、町で保障するんですかということなんですね。もっといろいろあるんですけれども、子供たちも不幸ですよ。不幸ということは、ちゃんとしたレベルの……。レベルというと、レベルが低いのか。そんなことはありません。でも、モチベーションのしっかりと高い先生に教わるほうがいいに決まっているんです。こういうところを県費で負担というところについて、県教育委員会ではどのようにお考えかお伺いします。

瀧田教育長 市町村が単独で雇用されています教員につきましては、各学校内において教科主任や学年主任などによる指導体制に組み込み、適切な教科指導等は行っております。また、総合教育センターで行う教員研修についても、県費負担教員と同様に各種研修等を受講することができるよう配慮しており、なお一層受講が進みますよう周知してまいりたいと思います。

白壁委員 中、飛ばします。
次は、望ましいクラス編制ということをちょっとお伺いしたいんですけれども、先ほど言ったように、EUの中でも、EUというのは、例えばマイスターだとか、ある一定のところから方向性が変わる。日本はいつまでも金太郎あめで、方向性も変えないで、自分で選りなさいという親が決めたり、自信がないから早くやめてしまったり、自殺してしまったりする。だけど、フィンランド教育というのは真ん中なんです。
こういうことについて望ましいクラス編制ということについて教育長のお考えを、どのぐらいの人数だとか、どういうクラス編成が一番望ましいと思うのか、お伺いしたいと思います。

瀧田教育長 児童生徒の発達段階に応じきめ細かな指導を行うことができるとともに、集団生活を通じて社会性を育成していくこともできる人数のクラス編制と考えております。このため、現状では、単学級といった特別な場合を除き、小学校の1、2年生では学校教育の入門期に当たることから、20人程度を上回り3

0人以内のクラス編制、それから、小学校3年生以上では集団活動を通じて社会性を育成していくということも大変重要であることから、35人以内のクラス編制が望ましいと考えているところであります。

白壁委員

ちょっと前後するんですけれども、この間の本会議で教育長は、切磋琢磨しないからあまり望ましくない、35人以下だとあれだなんていうことだったんですけれども、その辺の答弁も今、その中に含まれていると思うんですけれども、先ほど言ったように、1つのクラスというのは20人でも5人でもいいんですよ。そのつくり方なんです。こういうことをぜひお考えいただきたいと思うんですね。

知事、知事がたしか1期目のときには30人学級と言ったですね。それから、少人数学級という言葉に変わっていった。これは諸般の事情。しょうがない。だけど、ぜひ方向性を今のうちに出していただきたい。国の方向もあるでしょうけれども、先々のことを、やはり教育長の立場として、あるべき姿をお示しいただきたいということです。

瀧田教育長

平成26年度には、小学校・中学校すべての学年に少人数学級を拡大することといたしました。これによりまして、いじめの未然防止、早期発見、あるいは不登校児童生徒の減少、さらにはきめ細かな学習指導による基礎学力の定着や学力の向上などが見込まれていると考えております。今後ともこうした効果の検証を行う中で、望ましい少人数教育のあり方について研究してまいりたいと思います。

白壁委員

研究じゃなくて、何が望ましい姿なのかと聞いているんです。お答えください。

瀧田教育長

人数の過多だけではなく、教育の成果であると考えていますので、それぞれの学校、それぞれの置かれている環境において、適切な人数、規模はどうあるべきか一層研修、研究してまいりたいと考えております。

(ペットツーリズム)

白壁委員

次に、ペットツーリズム。いわゆるマストツーリズムという、大衆的ツーリズム、旅行というやつが盛んになってきますね。いいことなんです。ただ、何でもかんでも何とかツーリズム、何とかともてはやすというのは、僕はちょっと違和感を感じます。要は、旅行商品にしても、サステナブルな、持続可能なものとしてずっといかなければならないんです。だから、単純な発想だけで、どこかの県でやっているぞとか、どこかで売れているぞと、それだけでやったら大失敗につながると思うんです。

今回、ペットツーリズムを300数十万円という大金を予算計上しているということですが、具体的にどのようなことをしようとしているのかお示しいただきたいと思います。

小林観光部長

ペットツーリズムの事業の具体的な内容ということですが、まず、県内のペット同伴が可能な宿泊施設等を調査いたしまして、情報を整理して、ペットツーリズムマップを作成いたします。また、富士の国やまなし観光ネットに専用ホームページを開設いたしまして、ペットの受け入れ可能な施設などの周辺の観光資源の情報をあわせて発信していきます。マップの作成やホームページの開設に当たりましては、一緒に宿泊できるペットの種類や宿泊条件、ド

ッグランの有無などの基本条件に加えまして、高速道路のサービスエリアのペット用の設備とか、あるいは動物病院の立地など、首都圏在住の飼い主の視点に立った情報を提供してまいりたいと考えております。

白壁委員

ホームページでつくってあるし、ホームページというやつはこっちから情報を与えるだけなんです。要は、向こうは来てもらわなければだめなんです。来てもらうということは、SNSを使わなければだめなの。例えば例でいうとツイッターだとか、こっちの情報を出前として向こうへ出すような会員組織だとかをつくらなければ絶対だめ。やはりペットにやさしいというのがキーワード。

300数十万って、皆さんが考えると何か安いように感じるかもしれないけれども、我々からすると大枚なんです。大金。だから、決して、失敗したらその先もう一度やればいいやなんていう甘い考え方を持っておられないと思うんですけども、少額の資金で最大の効果を、それも早急に早く、1日も早く、1時間でも早くするような仕組みをつくらなければだめだと思うんです。

最後、総体的なところで、その点も含めながら、部長の考えをお伺いしたいと思えます。

小林観光部長

ペットツーリズムでございますけれども、愛犬の飼い主は全国で900万世帯を超えていると。そのうち、かなりの数が首都圏に在住しておりますので、それらの首都圏に隣接して、短時間でペットの旅行が可能な本県の立地条件は、移動によるペットのストレス等も軽減するということがありますので、大きな優位性があると考えております。首都圏のペットショップとか、あるいはペットの美容室、動物病院などにパンフレットを置いて情報発信をするわけですが、さらに詳しくホームページで説明をするというようなことの中で、ペット同伴旅行のニーズを掘り起こして、観光客の誘客に結びつけていきたいと考えております。

また、ペット同伴のいろいろな観光事業者等、ペットツーリズムに係る観光事業者等でございますけれども、そこらとの相互の連携も図りながら進めてまいりたいと考えております。

白壁委員

キーワードを教えます。休憩にぴったりのサービスエリアガイド、お泊りマナーや最低限度の身につけたトレーニング、特選トラベルグッズで快適旅行、いざというときに役立つペットの救急ガイド、動物病院イエローページ、ペット連れ旅行体験記、こういうやつを最低でも中に入れてください。今、アンケートの中だと2つです。『ブルーガイド』と『るるぶ』だけです。ほかの雑誌は見ません、お客さんが。だから、こういうものをよく勉強してください。成功させなければ困るということです。

(全国高等学校総合体育大会について)

ということで、次の質問に移りたいと思います。総体の費用についてです。平成8年から2度目となる総体が開催されます。今年度は開催1年前で、25年度予算として2億4,500万が計上されています。その内訳をお示しいただきたいと思えます。

瀧田教育長

大会に向けた選手強化や広報活動など実行委員会の活動に要する経費として2,400余万円を計上しております。また、ホッケーの競技会場となります県立白根高校第2運動場の人工芝の張りかえ改修などの施設等整備費として2億2,100余万円を計上しているところであります。

白壁委員 2億4,000余万円ということですが、なぜ白根高校の整備が必要なのか、これをお伺いしたいと思います。

瀧田教育長 ホッケー競技におきましては、南アルプス市を会場地とし、白根高校第2運動場、白根中央公園ホッケー場及び山梨学院ホッケースタジアムで開催いたします。白根高校第2運動場は、平成8年度高校総体の開催に当たり、人工芝を設置いたしました。17年以上が経過し老朽化が著しく、現状での使用は極めて困難な状況でありますことから改修を行うものでございます。

白壁委員 総体の競技というのは、県内で8つ行われるということですが、そのほかにも、市町村で行われる、地域で行われる競技があると思うんですけども、その点、その辺の整備についてどのように行う方針なのかをお伺いしたいと思います。

瀧田教育長 競技会場につきましては、既存の施設・設備を最大限に有効活用することとしております。このため、各施設の管理者においては、会場地の市や町、県高等学校体育連盟、競技団体と協議を行い、必要に応じて改修等を行うこととしております。

白壁委員 私の地元でもカヌーとボートが行われます。中でもカヌーというのは、自艇方式といいまして、自分で使うものは自分で持ってくるんです。例えば青森からでも北海道でも持ってくるというような感じなんです。ただ、ボートについては自艇方式ができない。あまりにも長いものですから、運送も難しい。し切れない。ということで、通常の形として、開催県で用意するようになっています。そのときに、今まで、買い取り方式、リース方式、幾つかあるんですが、今回78艇必要なんです。そして、これは購入というか、全艇そろえてやっていただかないと、結構長い歴史がありますから、後進の育成、これがなかなか難しくなってしまう。この購入の方向に向けての方針、全艇そろえるという方針に向けての方針について伺いたいと思います。

瀧田教育長 配艇方式で運営することとしておりますので、富士河口湖町や県ボート協会などと整備方針を協議するとともに、先催県における整備方法について調査しているところでございます。明年度には、購入するかリースするかを含め、県としての整備方針を決定してまいりたいと考えております。

白壁委員 いずれにしても、購入でもリースでも78艇確保していただきたい。というのは、皆さんに情報が入っていないと思いますけれども、水面下で動いています。来年、全日本マスターズをやって、その次に、世界マスターズを視野に入れています。そのときには艇がなければだめなんです。わかっている人がいないと思うので、そんなことで、捨てぜりふで終わりたいんですが、次の質問に移ります。

（世界文化遺産登録を契機とする観光振興について）

次は、世界文化遺産連携事業ということで59ページ。世界遺産に多分なるでしょう。そのときに、静岡県と今、連携をして売り込みを始めようとしております。その中で、シーニックバイウェイなんかあったわけですけども、こういうことはまさしくいいことで、ぜひこの辺の資産も使いながら行っていた

だきたいということではありますが、山梨というのは小規模ですから、独自の取り組みもあると思うんですが、その点についていかがお考えか。

横内知事

委員の御指摘のように、今年は富士山の世界文化遺産登録をはじめといたしまして、国民文化祭が開催されたり、あるいはリニアの実験線が43キロで走行試験が始まるというような、本県が国の内外から注目される話題が多い年でございますので、官民一体となった大規模な特別な観光キャンペーンを展開していきたいと考えております。

特に7月には、これはJRと相談をいたしまして、JRは全国1,500駅ありますけれども、富士山をはじめとする本県の観光イメージを強力にアピールする5連のポスターを掲示するということをしております。また、9月から11月にはJR東日本の重点販売地域に本県が指定されることになっておりますので、JRと協力をしながら、イベント列車の運行とか、旅行商品を販売する、あるいは首都圏の主要駅での観光PRイベントを実施するというようなことをJRと十分相談しながら効果的に誘客を行っていききたいと考えております。

白壁委員

今、JRということですが、DCでもなかなか郡内の人たちはあんまり影響がない、いい思いをしないといううわさもあります。大体、来るお客さんというのは、70%、80%ぐらいが自動車なんです。この自動車の対策をぜひ考えていただきたいと思っております。その点についてお伺いして終わりたいと思っております。

小林観光部長

委員御指摘のとおり、マイカー利用者の誘客対策は大変重要であります。従来から、中日本高速道路株式会社と連携いたしまして、談合坂サービスエリアに山梨県専用の観光情報コーナーを設け、大型ビジョンによる映像の放映や、2名の観光案内係の配置など積極的な誘客対策に取り組んでおります。さらに、明年度ですけれども、世界文化遺産登録を見すえて、富士山を訪れた観光客の県内周遊を促す高速道路の割引プランの検討とか、あるいはモデルコースを掲載したパンフレットの作成、サービスエリアでのキャンペーンの実施など、マイカー利用者に対しても一層の誘客を図っていくつもりでございます。

（ 休 憩 ）

（財政健全化について）

仁ノ平委員

創明会の質問を始めます。トップバッター、仁ノ平です。どうぞよろしくお願いたします。

財政健全化についてお伺いたします。まず初めに、財政状況についてです。大変厳しい財政状況であると認識しております。本会議でもいろいろ議論はありましたが、予算委員会ですので、2日間の委員会審議の前提として、改めて、本県の財政状況についての見解を伺いたいと思っております。

田中総務部長

明年度の本県財政につきましては、歳入面では法人二税等が落ち込み、実質県税は42億円の減少となります。地方交付税につきましても、本県は7月から国家公務員と同様の給与削減をすることを前提といたしまして、地方公務員給与費分が削減されたことなどから、実質交付税が32億円の減少となる見込みでございます。

一方で歳出でございますが、社会保障関係費、公債費など義務的経費の増加は避けられず、県庁舎耐震化等整備のほか、消防学校の整備、県立学校の改築

整備など、必要不可欠な大規模事業も実施していかなければならないことから、厳しい財政状況であると考えております。以上でございます。

仁ノ平委員

御説明あったとおり、さまざまな要因が重なりまして、大変厳しい状況にあるのだということが改めてわかったところです。

それです、経常収支比率ということで、今後の見通しについてお伺いしたいと思います。頂戴いたしました資料「財政の中期見通し」によりますと、平成25年度には経常収支比率が95.4%になる見込みと伺いました。これは大変なことだと思います。私が議員になったのはちょうど10年前のことですが、そのときは85%ぐらいでした。都道府県の経常収支比率は80%未満が望ましいとされていたので、85%では当時既に財政は硬直化していると判断されました。ただし、全国の順位の中ではそれほど悪くはないんだという説明を受けました。ただ、心配なことではありました。

それが、いつの間にかというか、年ごとに少しずつというか、10%も上昇いたしまして、今や95%を超えるという状況です。これでは弾力性に欠け、自由度が低く、重点化された事業も、本県独自の事業も、予算を重点配分するのなかなか難しいのではないのでしょうか。こうした状況は今後も続くのでしょうか。全国的にはどうなのか。ほかの都道府県との比較ではどうなのでしょう。こうした状況をどう打開していこうとしているのか。経常収支比率ということをキーポイントに御説明願いたいと思います。

田中総務部長

経常収支比率についてでございますが、社会保障関係費や公債費の増加などによりまして全国的に悪化している傾向にございますが、平成23年度決算におきます本県の順位はよいほうから13位でございます、全国の中では比較的良好な状況でございます。また、平成25年度の比率について今御指摘がございましたが、7月から国家公務員と同様の給与削減を実施することを前提に交付税が減額されるという特殊要因がございまして、現時点で見通せば95.4%の推計となっているものでございます。引き続き、地方税財源の充実・強化を国に対して強く働きかけるとともに、本県といたしましても、義務的経費を削減し、可能な限り財政の弾力性を確保するため、県が発行をコントロールできる通常の県債等残高の削減などに取り組んでまいります。以上でございます。

仁ノ平委員

95%に迫る勢いで全国で13位というんですから、全国的に地方財政は本当に厳しいんだなと痛感いたしました。経常収支比率は主な財政指標ですので、今後も注視していきたいと思っています。

さて、次に、基金残高の今後の推移と残高確保の取り組みについてです。先ほど御説明いただきました厳しい財政状況により、明年度は139億円の財源不足で、主要3基金を取り崩すと伺っております。今年度当初の2倍強の額と存じます。どうしてこんなに財源不足が生じたのでしょうか。

節減努力により最終的な取り崩し額は多分もっと少ないと思われるし、そうあってほしいわけですが、基金の取り崩しは今後も続くのでしょうか。見通しはどうでしょう。今後もこのような状況が続けば、いずれは底を尽きます。貯金、いえ、基金がないのは、いざというとき心配です。基金減にどう対応するのか伺います。

田中総務部長

基金についてでございますが、社会保障関係経費や公債費など義務的経費の増加等による財源不足とその解消のために基金の減少は今後も続く見通しで

ございます。特に明年度の当初予算編成に当たりましては、本年度を大きく上回る基金の取り崩しが生じてございます。これは防災新館の整備のために積み立てていた基金で明年度にもともと取り崩すことを予定していたものが含まれるほか、法人二税の減少や給与削減を前提といたしました実質交付税の減額が主な要因でございます。今後とも、社会保障関係経費等の増加に伴います地方財源の充実・強化を国に対して強く働きかけるとともに、各年度で執行段階での経費節減に努めまして、基金の取り崩しの回避に努めてまいり所存でございます。以上でございます。

仁ノ平委員

徹底した歳出の見直し、執行段階での節減努力をお願いしたいものです。我々議員に紙の資料をいただくときに、職員の方々は、たとえそれが1枚の紙であっても、いつも真新しい県の封筒に入れてくださるんですね。私は議員になったときはもったいないなと思いながら、いつの間にか私もそれになれっ子になっていたんですが、でも、もうそれも要らないなと今、改めて思うのですが、いかがでしょうかね。

次に、県債残高の今後の削減についてです。臨時財政対策債を除く、先ほど部長がコントロールのきくとおっしゃった通常の県債については、計画を上回る削減がこれまでなされ、喜ばしいことだと思います。大変な御苦労があったことと思います。しかし、明年度末にはどれぐらいまで削減されるのでしょうか。経常収支比率を下げするためにも、公債費をもっと下げたいものですが、今後の削減計画について伺いたいと思います。

田中総務部長

県債残高についてでございますが、まず先月お示しいたしました「財政の中期見通し」という資料がございますが、これによりますと、通常の県債等残高の削減について、出資法人改革などの影響を除いた場合は、平成22年度末から明年度末までに550億円程度の削減というふうな見通しでございます。その後、公共事業等の追加提案をさせていただきました。追加の県債の発行が必要になっておりますが、第2期チャレンジ山梨行動計画に基づきまして、引き続き、公共事業等の段階的縮減等を計画どおりに進めることによって、4年間で600億円程度削減するという目標については達成できるものと考えてございます。以上でございます。

仁ノ平委員

御努力を引き続きお願いしたいのですが、さて、先ほどの御答弁にも出てきた、コントロールのできない県債、臨時財政対策債についての認識についてであります。予算概要の10ページですが、グレーというか黒い色の、先ほど御質問いたしました通常の県債の部分が順調に下がってきているのを見ると、なおさら、白い部分、臨財債が気になるんですね。初めは、交付税にかわって3年間だけのこととして始まりましたが、3年どころではなく、もう当たり前のように続いて、続いて、10ページの棒グラフは長くなるばかり、累増しております。

後に国により措置されるとのことですが、本当に全額交付税措置されるのでしょうか心配です。もしそうでないなら、県財政はどうなってしまうのでしょうか。県はこのことをどう考えているのでしょうか。また、ここで伺うのが適切かどうかかわからないのですが、国はこのことをどう考えているのでしょうか。また、県はこの事態を踏まえ、国に対してはどういうことを要望しているのでしょうか、伺いたいと思います。

田中総務部長

臨財債についての認識でございますが、臨財債は後年度にその全額が交付税

で措置されているものでございまして、これは今後も変わらないものであると認識をしております。しかしながら、そもそも地方の財源不足の補填につきましては、臨財債ではなくて、本来は地方交付税の法定率の引き上げによるべきこと、また、全体の償還財源を確実に確保することにつきましては、本県といたしましても、国に対しまして強く要望しているところでございます。以上でございます。

仁ノ平委員

先ほど本県の非常に高い経常収支比率が、でも、全国では13位だという御答弁をいただきました。ぜひ本県からの国への要望というだけでなく、知事会なども、もっと地方全体が一緒になって国に声を上げていく必要があるかなど、御答弁を伺って思うところです。

この臨財債の償還もあって公債費が増加しているんですね。御答弁にもありましたが、県も国も財源不足ということが露呈しているわけで、何とも不健全。この地方財政の不健全状態については、声を大にして訴えてほしいと思います。

次に、財源確保策についてです。厳しい財政状況の中で大切なことは、歳入の削減と歳入アップ。歳入増については、少しでも自主財源を増やすことが大切です。また、先ほどから何度も出てきている法人二税の落ち込みも明年度は財源不足の一因であるとのこと、景気に左右されない、また、今後伸びていくであろう産業の育成も方策の大切な1つだと思います。策はいろいろあるかと思いますが、財源確保について県はどう考えておられるのか伺います。

田中総務部長

財源確保策についてのお尋ねでございますが、厳しい財政状況でありまして、暮らしやすさ日本一の県づくりに必要な財源を確保する必要がございますので、市町村との連携によります徴収確保対策や県有地のうち未利用のものの売却などによりまして、自主財源の確保に努めてまいっております。また、本県の構造的な問題としまして、財政構造は、税収において法人二税が占める割合が高いことから、景気変動の影響を大きく受けるという特徴がございます。このため、景気動向の影響を受けにくい安定的な税財源の確保を国に対して強く要望するとともに、将来の税財源を安定的に確保するためにも、産業の振興、県経済の活性化が図られるような取り組みを積極的に進めてまいり所存でございます。以上でございます。

仁ノ平委員

御答弁にありましたような、財源確保の努力をされ、将来にわたる持続可能な財政運営と着実な行財政改革を願って、次の、明年度の予算編成の質問に移ります。

(予算編成について)

まず初めに、予算編成の方針についてです。こうした財政状況の中で、どういう方針で予算編成されたのか、改めて、基本的な考えを伺います。

田中総務部長

明年度の予算編成方針であります。財政は厳しい状況でございますが、当面速やかに取り組むべき課題として位置づけております国の補正予算の活用による経済再生、防災・減災対策、国民文化祭及び富士山世界文化遺産登録につきまして重点的に予算計上を行っております。また、産業構造などが急激に変化する時代の転換期において特に力を入れる必要がある新産業の創出、定住人口の確保、甲府市中心部の再整備につきましても積極的に推進することとしております。厳しい財政状況にありましても、施策の優先順位を見きわめた上で限られた財源を重点配分し、暮らしやすさ日本一の県づくりを進めてまいり

こととしております。以上でございます。

仁ノ平委員　次に、予算編成に当たっての事業や補助金の廃止とその財政的効果について伺うのですが、予算編成に当たり、幾つかの事業や補助金の廃止があると伺いました。どういうものが廃止されるのでしょうか。それはどういうお考えで廃止されるのでしょうか。その縮減額はどれぐらいでしょうか。県の総事業数は約2,600とも聞いています。さらなる精選、選択も必要かと思いますが、お考えを伺います。

田中総務部長　明年度の当初予算編成に当たりましては、厳しい財政状況を踏まえまして、事務事業や県単補助金について見直しを実施いたしまして、36件を廃止したところでございます。具体例でございますが、辺地振興資金貸付金、過疎地域振興資金貸付金につきましては、代替策があるものとして、また、産休等代替職員雇用費補助金につきましては、目的は達成されたものということで、また、県産ラベリング材利用事業費補助金につきましては、他都道府県の取り組み状況や費用対効果を勘案したものとしまして廃止いたしまして、改善額でございますが、3億9,900万円となっております。限られた財源を重点的に配分していくため、今後も事業の必要性や事業効果等を検討した上で見直しに努めてまいり所存でございます。以上でございます。

仁ノ平委員　何年かにわたり約800人もの職員が減り、財源にも限りがある今、それに見合った業務量の削減、事業の大胆な選択はあってしかるべきだと考えます。職員の残業時間の多さが本会議でも明らかになりましたが、それでは人件費の削減にもならないし、県が目指しているワークライフバランス、あるいは男性県職員の育児参加も掛け声だけになってしまいます。今後も引き続きの見直しをお願いいたします。

次に、選択と集中の方針についてです。こうした厳しい財政状況の中で、予算編成では、いわゆる選択と集中という考えもあっていいと考えます。知事が本会議でも所信表明で示された、新しい産業の創出・育成、定住人口の確保、甲府市中心部の再整備は、どういうお考えで重点となったのでしょうか。その選択と集中のお考えを伺いたいと思います。

横内知事　選択と集中の考え方ということでございますが、今、山梨県は大きな転換期にあると認識しておりまして、そういう転換期にある中で3つのことが今後の本県の発展のためには重要であると、このように考えたわけでありまして。

まず、新産業の創出ということでありまして、御案内のように、本県は昭和58年、30年前に中央道が開通して、立地条件が飛躍的によくなったわけでありまして。ちょうどそのときに最先端の機械電子産業が本県に一斉に立地をした。それに伴って、本県は先端的な工業県に変貌し、その結果として、有効求人倍率、雇用は非常によくなり、また、所得も高かったということでございました。

しかしながら、昨今の状況を見ますと、とりわけリーマンショック以降、そういった本県に立地している機械電子産業が、円高の影響とか、あるいはサムスンといったような新興国の企業の追い上げを受けて、経営が非常に苦境にあって、それがために、海外に展開したり、あるいはリストラをしたりということで、本県における機械電子産業の雇用吸収力が非常に低下してきておりまして、昨今の本県の雇用情勢は非常に厳しいわけでありまして。

したがって、もちろん機械電子産業は大事な産業でありますから、これから

も育成していく必要はあるわけでありますが、機械電子産業のみに依存していたら、本県の雇用を確保することはできない、そういう認識のもとに、もっといろいろな産業が雇用を支えるような仕組み、つまり、産業構造の多様化に取り組んでいかなければならない、そういう観点から新産業の創出ということ掲げているわけであります。

また、もう1つ、定住人口の確保ということでありませけれども、これは言うまでもなく、全国的な現象として人口増加の時代から人口減少社会に移ってきている。本県の場合にも、毎年かなりの勢いで人口が減少しているわけでありませ。そういう構造変化の中で、自然減につきましては、これは国のかかなり本格的な対策がない限り、なかなかこれをとめるということは難しいわけでありませけれども、社会減については何とか食いとめる努力を本県独自でもやっっていく必要がある。それはさっき言った産業の創出ということも含めてでありませけれども、できるだけ本県に雇用してもらおうとか、あるいは定年後の方々に本県に来て住んでもらおうとか、そういう定住人口確保策を今とっっていく必要があるという認識でございます。

それから、甲府市中心部の再整備ということ掲げておりますけれども、都市も非常に大きな転換期にありませ、かつて、都市人口が増加して、都市が外へ外へと拡大していった。都市化と言われておりますけれども、そういう時代が終わりませ、都市の特に中心部が人口が減り、いろいろな機能が減って、空洞化をして、都市の中心部の活力が低下をしている問題になっております。そういう中で、甲府市の中心部というのは山梨県の玄関口であり、顔でありませから、甲府市中心部の活力というものは何としても維持、発展をさせていかなければならないということで、甲府市中心部の再生ということを重要課題として考えたということでございます。

委員の御指摘のとおり、選択と集中の考え方に基づいたこの3つのことが、今の変化の中で必要だと、そういう認識を持っているということでございます。

仁ノ平委員

ありがとうございました。重点といっても、予算額では、財源不足を反映してか、全予算額の0.7%ほどですよね。ぜひ創意工夫と英知で実りある成果を上げてほしいと思っております。

最後に、県民への周知ということで伺いたいと思っております。いろいろ伺ってまいりました。その中で明らかになってきた厳しい財政状況、そして、その中で平成25年度の予算編成、その中で重点施策などについて、県と県民が共通理解する必要があるのではないかと感じております。県民には御理解をいただいた上での協力を願っているのではないのでしょうか。基本的なことではいいので、わかりやすく伝える努力を望みたいと思っております。所見を伺います。

田中総務部長

県では、財政状況等をまとめました冊子を年2回公表しているほか、当初予算もあわせませ、明年度の財政状況と財政の中期見通しを公表しているところでございます。さらに、部局長によりませ県政出張トークなど、さまざまな機会を捉えて、県財政の状況などをわかりやすく説明するとともに、県ホームページにおいて必要な情報を随時公表いたしましませ、県政だより「ふれあい」に予算に関する特集記事を掲載するなど、広く県民の皆様へ周知するよう努めているところでございます。以上でございます。

(本県の観光行政のあり方について)

永井委員

創明会の永井学です。よろしくお願ひいたします。

平成16年4月、観光振興を総合的に推進していくことを目的に、観光部が設置されました。来年度、設置10年を迎えるに当たり、これまでの観光行政を振り返りながら、本県が来年度行う施策について幾つかお伺いをいたします。

まず、当初予算概要62ページ、国際観光トップセールス事業費についてお伺いいたします。

横内知事は、就任以来、中国の成都市、北京市を皮切りに、山梨県、静岡県、神奈川県3県知事の上海市合同プロモーションや、台湾のフードタイペイ出展など、これまでに6カ国においてトップセールスに取り組みられてきました。来年度は韓国、インドネシアでトップセールスを行うとのことですが、これまでセールスを行った国々の観光客が実施の前後でどのように変化をしたのか、また、来年度トップセールスを行う韓国、インドネシアではどのような効果を見込んでいるのかまず伺います。

小林観光部長

国の宿泊旅行統計調査によりますと、平成19年から平成22年にかけてトップセールスを行いました中国につきましては、平成19年に約15万9,000人でありましたが、平成22年には約28万6,000人に増加しております。平成20年の台湾や平成21年の香港でも、実施の翌年には来県者数が増加しております。また、平成23年に実施したシンガポール、タイ、香港、台湾のいずれも、平成24年に宿泊者数は増加しております。さらに、タイや中国からは、トップセールスをきっかけといたしまして、ブロガーとか、テレビ局、雑誌などの取材が増加し、その後も多角的な情報発信につながっており、効果が発揮されていると思うわけであります。

また、韓国、インドネシアでどのような効果を見込んでいるのかという御質問でございますけれども、明年度は、韓国におきましては旅行会社や市民へのPRを強化いたしまして、近年落ち込んでいる観光客の増加を図りたいと考えております。また、インドネシアは人口が多く、経済が拡大しております有望な市場ですので、現地の航空会社などと連携しながら本県の魅力をPRし、認知度を高めてまいりたいと考えております。以上であります。

永井委員

今のお答えですと、トップセールスをしたら必ず観光客数が増えているということで、ぜひ韓国、インドネシアに期待するところであります。インドネシアは非常に親日家が多い国でもあると伺っておりますので、積極的なトップセールスが必ず誘客につながっていくものだと思っております。

次に、同ページの韓国人観光客誘致促進事業費についてお伺いいたします。先月19日に、日本政府観光局（JNTO）が発表した訪日外客数によると、震災からの復旧に加え、大幅な円安・ウォン高が影響していると思われませんが、1月の韓国人観光客は前年同月比35.2%増の23万4,500人にも上ったとのことでした。

本県を訪れる外国人観光客が伸び悩む中、来年度の新規事業として、韓国の旅行関係者を本県に招聘するとともに、テレビ番組を利用して県の紹介を行うこの事業は大いに期待できますが、韓国においてテレビ番組の活用が誘客に効果があると考えられる理由は何か、また、どのようなスケジュールで事業を実施しようとしているのか伺います。

小林観光部長

まず、韓国におきまして、テレビ番組の活用が誘客に効果があると考えている理由でございますけれども、韓国ではテレビショッピングで見た旅行商品を購入するというのが一般的となっており、北九州地域とか静岡県などで誘客の実績を上げているということがあります。

次に、スケジュールでございますけれども、明年度の事業につきましては、夏の登山、秋の果物やワイン、冬の温泉に加え、春の桜や桃の花など、韓国の方々に人気の高いテーマにより、季節ごとにテレビショッピングを放映するとともに、本県が一番よい季節である秋に、商品造成のため、旅行会社やメディア関係者の招聘を予定しております。以上であります。

永井委員

テレビショッピングを有効的に活用していただきたいと思います。韓国は本当にこういった部分でかなりテレビショッピングをもとに旅行を選ぶという方が多いと伺っておりますので、よろしくお願いたします。

次に、同ページの新規事業、外国人観光客誘致ミッション派遣事業費について伺います。最初の質問とも関連しますが、私は、外国人観光客を増やすためには、まずトップが道筋をつけ、その後、自治体や旅行団体が地道にフォローすることが重要だと思います。来年度は、この事業で中国や韓国をはじめ、マレーシア、タイの旅行関係者を対象に訪問セールスや商談会を行うとのことですが、対象となる国々は、経済発展の状況や、本県によるこれまでの観光プロモーションの取り組みがそれぞれ大きく異なると思います。そこで、どのような人々をターゲットとして、こういったプロモーション活動を行うのか伺います。

小林観光部長

まずターゲットですけれども、韓国につきましては個人旅行が主ということでありまして、個人またはグループをターゲットにしたいと考えております。中国、マレーシア、タイはまだ来日経験がない人々がたくさんおりますので、団体旅行をターゲットとしたいと考えております。

プロモーションの内容的には、韓国ではソウルの有名ホテルとの連携や、定期的な職員のセールス活動によりまして、物産の紹介や季節ごとのテーマ旅行をアピールする。

また、中国では、訪日ビザの要件緩和という理由もあります。また、日本行きの直行便の就航、これらによりまして、観光客の増加が見込まれる内陸部の都市においてセールス活動を実施してまいりたいと思っております。

マレーシアでは、新たな市場を開拓するため、政府や旅行会社とのネットワークを構築し、存在感を高める活動を実施する。

それから、タイにおきましては、来県者が近年増加しておりますので、継続的に本県の魅力をPRし、最新情報を提供してまいりたいと考えております。これらの取り組みによりまして、本県の特徴であるワインとかフルーツなどの魅力を売り込み、観光客の増加を図ってまいりたいと思っております。以上であります。

永井委員

本当にポイントを絞った誘客活動が重要で、今、個人グループとか団体グループに目を向けているとおっしゃっていましたが。これをさらに進めて、例えば年齢別、若い人を対象なのか、それとも、高齢者層を対象なのか、そういった年齢別にターゲットを絞るといった活動も誘客には有効だと思いますので、その辺の御検討もよろしくお願いたします。

次に、当初予算概要の59ページ、特別観光キャンペーン事業費についてお伺いたします。まず、特別観光キャンペーン事業費2,000万円の内訳を事業内容ごとに教えてください。

小林観光部長

特別観光キャンペーン事業でございますけれども、やまなし観光推進機構への補助金であります。総事業費は補助金額の2倍の4,200万円となります。

主な事業費の内訳ですけれども、7月に全国のJR主要駅に掲示する5連ポスターの作成経費が600万円、JR東日本の重点販売地域に指定される9月から11月のイベントを紹介するガイドブックの作成経費が600万円、その他、駅やサービスエリアなどでのキャンペーンに係る経費が970万円、旅行会社を対象とした観光説明会や訪問に係る経費が140万円、旅行雑誌などへの広告掲載に係る経費が497万円などとなっております。以上であります。

永井委員

わかりました。

この事業を含めて、来年度予算の中に国内で観光客を呼び込む事業はどのようなものが計上されているのかお伺いいたします。

小林観光部長

明年度の予算案の中で国内で観光客を呼び込む事業につきましては、先ほどの特別観光キャンペーン事業費のほか、主なものといたしましては、ペットツーリズムの推進事業費、ツアー造成の促進事業費、やまなし観光推進機構の補助金、それから、信玄公祭りの甲州軍団出陣等事業費補助金、世界文化遺産広域連携誘客促進事業、富士の国やまなし観光ネット情報発信事業などが計上されております。以上であります。

永井委員

それらの中に、これまで継続して実施している事業もあると思うんですけれども、それらの事業効果についてお伺いいたします。

小林観光部長

これまで継続して実施している事業でありますけれども、観光説明会につきましては、年間約250名の旅行会社の担当者に御参加をいただいております。9割以上の方から商品造成につながるという高い評価を得ているところであります。また、信玄公祭りですけれども、観客動員数が平成16年の5万3,000人から右肩上がりに増加いたしまして、平成19年には大河ドラマなどの効果もありまして、過去最高の10万7,000人に達し、昨年は10万4,000人の動員となっております。

富士の国やまなし観光ネットにつきましては、平成18年の運用開始時の年間のアクセス数が538万ページビューでありましたけれども、特集ページのコンテンツの充実とか、スマートフォン対応などの機能強化を行いましたところ、本年度は既に1,000万ページビューを超えている、このような状況でございます。以上であります。

永井委員

本県でさまざまな誘客活動が行われているということが今の御答弁でよくわかりました。それを踏まえて、次の質問に移らせていただきます。

次に同ページの富士の国やまなし観光振興施設整備事業費補助金について伺います。多くの人員と予算を費やして、今お伺いしたような誘客の施策を実施して観光客を呼び込んだとして、そこにある観光地が観光客のイメージしたものと異なっていたとしたら、観光地としての魅力はどんどん下がって、その数は目に見えて減少してしまうと思います。そのような意味でも、観光地の施設整備は重要だと私は考えています。

横内知事は、就任後間もなく、昇仙峡や湯村温泉、清里など県内の主要な観光地の再興を図るため、観光事業者、地域住民、市町村の三者が協働し、イベントの創出や特産品の開発等のソフト事業を行う複数年の取り組みに対し支援をされてまいりました。

私は施設整備事業についても、整備対象地域を定めた上で関係者が整備計画を策定し、それに基づき計画的に施設整備を行うべきだと考えます。そこで、

まずこの事業費について県は市町村に対しどのような視点で施設整備を働きかけているのか、その推進方策についてお伺いいたします。

小林観光部長 富士の国やまなし観光振興施設整備事業費補助金でございますけれども、本県のイメージアップを図り、観光立県の実現に資するために、市町村などの観光施設整備に対して支援するものであり、県の施策に関連した重要な事業を重点化事業として優先的に採択することとしております。明年度の重点化事業といたしましては、富士山の世界文化遺産登録に関連する事業、国民文化祭の開催に関連する事業、主要観光地の公衆トイレや環境配慮型山小屋トイレの整備事業としていただいております。以上であります。

永井委員 これまでの観光地づくりは、市町村が主体となって、点としての観光施設整備にとどまっていたように思います。これからは、観光施設といった整備にとどまることなく、観光地を面として捉えて、面としての整備を進めていくべきだと考えます。そのためには、各観光地では、地域の観光事業者、地域住民、市町村等が協働して、観光客のニーズを踏まえて、地域の特色を生かした計画のもとに施設づくりを行い、これに対して、県が山梨全体の観光振興を見すえる中で支援していくべきではないでしょうか。県の御所見をお伺いいたします。

小林観光部長 観光地づくりは、地域の状況を最も熟知している地域の観光事業者、住民、市町村などが面としての広がりを持った観光振興のグランドデザインを描き、これをもとに観光施設などを整備することが重要と考えております。このような計画的な観光地づくりを促進するために、県では先ほどの重点化事業に加えまして、市町村観光振興計画等に位置づけられている事業についてもこの補助金を活用し、地域の特色を生かした観光地づくりの支援を行ってまいりたいと考えております。以上であります。

永井委員 冒頭にも申しましたけれども、観光部はいよいよ来年度で10年目を迎えます。今、いろいろな御答弁をいただきました。誘客活動もたくさんやられています。そういった誘客活動と同時に、そろそろ私が今、質問した観光施設を面として捉える、県が主体的にそういったことやっていけば、またさらに観光立県山梨を目指している山梨県がさらに観光立県として認められ、そしてまた、さまざまな県からお客さんがたくさんいらっしゃっていただけるものと思います。新たな10年目でぜひそういった方針にも軸足を少し置いていただくと非常にありがたいと思いますので、御検討をよろしくお願いします。

最後に、今回伺った事業を踏まえて、今後の山梨県の観光行政のあり方についてどのようにお考えなのか、知事の御所見を伺いたいと思います。

横内知事 観光は大変裾野の広い産業でございます。地域活性化に効果の非常に大きいものでございます。先ほど新しい産業の創出ということを申しましたけれども、観光は本県の主力産業に発展していくべきものだと思っております。

そのためにも、県として一番中心的に力を入れていることといえば、やはりおもてなしということ徹底するということでございます。全国的にも先駆けて、おもてなしのやまなし観光振興条例を制定いたしまして、観光客を温かくお迎えして、リピーターとして繰り返し本県に訪れていただくようなそういうおもてなし日本一を目指して取り組んでいるところであります。

おもてなしというのは、観光客に対する接遇とかサービスとかそういう点で心のこもった対応をするということはもちろんでございますが、それだけでは

なしに、先ほど委員の御指摘がありましたような、清潔なトイレとか、あるいは懇切丁寧な案内標識とか、あるいはW i - F i の環境の整備とか、そういう、観光客が気持ちよく過ごしていただけるような施設整備もおもてなしの一環として大変重要なことだと思っております。

今後も市町村や観光事業者とも連携をしながら、恵まれた自然環境、立地条件を生かして、魅力のあるグレードの高い観光地づくりを推進していきたいと考えております。

永井委員

力強いお言葉ありがとうございました。リピーターをどんどん増やして行って、ぜひ観光立県山梨と誇れる、この10年、観光部の10年にしていっていただきたいと、そういうふうに思います。

（イクメン施策について）

次に、来年度本県が行うイクメン施策について幾つかお伺いいたします。予算概要の100ページ、父親の子育て参加支援事業費と、83ページ、男性の子育て参加促進事業費について伺います。

教育委員会では、平成9年度から父親の子育て参加を支援する事業を実施してきており、本年度開催した父親を考えるフォーラムなど、既に16年間継続して支援事業を開催されております。また、本年度からは、父親の子育て参加支援事業として、先ほどのフォーラム開催に加えて、お父さんの職場にじかに伺って講座を行う、お父さん応援出張講座があると承知いたしております。父親がする子育ての情報をわかりやすく、しかも勤務時間中に行うこの講座は、父親の子育て喚起に非常に効果的な事業だと思い、多くの企業でも行うべきと考えます。そこで、お父さん応援出張講座の本年度の実績と来年度の実施予定の数を教えてください。

瀧田教育長

教育委員会では、家庭教育を推進する立場から、企業等における父親の子育て参加を支援しております、お父さん応援出張講座を開催しております。本年度は5つの企業、事業所で実施し、131人の方に御参加いただいたところでございます。明年度においては6社で実施する予定であり、参加者が増えるよう準備を進めてまいります。

永井委員

さらに参加企業を増やすために、この事業の普及には、参加するお父さんのやる気と企業の理解が必要不可欠だと思います。子育て応援カード事業など子育てに理解のあるさまざまな企業と交流のある福祉保健部と連携して事業に取り組んでいくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

瀧田教育長

教育委員会では、お父さん応援出張講座を実施する際には、福祉保健部からの情報提供を受け、子育て応援・男女いきいき宣言企業を対象に講座開催を呼びかけるとともに、講座の進め方についても連絡を取り合っていました。今後もさらに連携を深め、効果的な内容になるよう努めてまいります。

永井委員

ぜひ連携を密にさせていただいて、参加企業をどんどん増やしていただきたいと思えます。

さて、父親の子育て参加支援事業の柱的イベント、父親を考えるフォーラム、これは私立幼稚園PTA連合会等に委託して行われております。では、来年度、福祉保健部が新規事業である男性の子育て参加促進事業の中で行うイクメンフォーラムとの違いはどんなところにあるのでしょうか。

三枝福祉保健部長 父親を考えるフォーラムは、保育所や幼稚園の保護者を対象に身近な地域で実施し、家庭の教育力の向上を図ることを目的として実施をしてきたと承知しております。明年度から福祉保健部が実施いたしますイクメンフォーラムは、対象は子育て中の父親だけではなく、幅広い年齢層、立場の方とすることで、父親が積極的に子育てにかかわる機運を社会全体で醸成することを目的としております。これらのフォーラムを通じまして、子育て中の家庭だけではなく、社会全体でその必要性を認識することによりまして、父親の子育て参加が一層促進されるものと考えています。以上でございます。

永井委員 教育と子育て、2つの観点から多くのイクメンフォーラムが行われるのは非常に喜ばしいことだと思っています。今回福祉保健部が行うイクメンフォーラム、教育委員会が行うものが座学的なものであるならば、子育ての観点で行うこのフォーラムは、より父親が参加できるものにすべきだと考えます。実施方法として、より参加型のフォーラムにすれば、参加者の興味は引きますし、より実践的な情報提供になると自分は考えます。御所見をお伺いします。

三枝福祉保健部長 イクメンフォーラムでは、講演を行うほか、パネルディスカッションに実際に子育てをしているお父さん、お母さんに御参加していただき、来場者に男性の育児参加へのヒントの発信をすることとしております。

また、来場する楽しさを提供するため、育児に取り組んでいる父親のエピソードや写真を募集し、会場内に掲示するとともに、やまなし子育てネットを通じた県民の投票によりまして、得票数の多いものを会場で表彰したいと考えています。さらに、より多くの方に参加していただけるよう、土曜日か日曜日に開催としたいと予定しております。以上でございます。

永井委員 他県の先進事例もたくさんございます。イクメンフォーラムは期待しておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

(別館改修事業費について)

次に、予算概要の88ページ、県庁舎耐震化等整備事業費のうち、別館改修事業費についてお伺いします。

県庁舎は、地震防災対策強化地域内にありながら、現在ある建物の多くが耐震基準を満たしていないため、平成21年3月に県庁舎耐震化等整備基本計画を策定され、順次、庁舎の耐震化を進めており、来年度から別館の改修工事に着手することとしています。

別館は、昭和5年に建築され、重厚な外観や大理石を使った内部のデザインは当時からほぼ変わっておらず、郷土性が豊かで、公共建築が進歩していった昭和初期の貴重な建物として、平成21年12月に県の有形文化財に指定されています。別館と一緒に県の有形文化財に指定された県議会議事堂も、平成22年度から23年度にかけて改修工事が行われ、耐震化やバリアフリー化が図られたことは大きく評価いたしますが、正面玄関等、建築当時の重厚な装いはなくなってしまい、正直がっかりいたしました。

当然さまざまな配慮がなされた改修・修復でなければなりません。今回の別館の改修は、県指定有形文化財としての歴史的・文化的価値はもとより、重厚な雰囲気損ねることがないように十分配慮すべきだと私は考えております。そこで、別館の改修について県はどのような整備を行う考えであるのか、御所見をお伺いいたします。

田中総務部長 県庁別館の改修に当たりましては、県議会議事堂と同様、すべての来庁者が安心して利用できるよう、耐震改修、段差解消機・エレベーター設置などバリアフリー化を進める一方で、創建時の意匠の保存にも十分配慮しながら補修・修復を進めることとしております。具体的には、創建時にはなかった4階部分の撤去、歴史を感じさせるエントランスホールや正面階段大理石などはできるだけそのままの状態に保存すること、さらには、旧正庁や旧知事室などは創建時の写真をもとに復元するなどして、県政の歴史を伝えるにふさわしい建築物として整備することとしております。以上でございます。

永井委員 今のお答えの中で、古きよき建物の雰囲気が残ると聞いて安心いたしました。次に、改修後の別館の観光的活用について伺います。

別館は、我が県のフィルムコミッションの方の御努力により、数々のドラマや映画の撮影に活用されております。例えば香取慎吾さん主演の人気コミックの実写版「こちら葛飾区亀有公園前派出所ザ・ムービー」では葛飾署として、阿部寛さん主演、大人気ドラマの映画化「麒麟の翼」では新日本橋署として、さらに、木村拓哉さん主演のテレビドラマ「南極大陸」では大蔵省という設定で利用されました。現在では、2カ月に1回のペースで撮影が行われています。

私は、今回の別館の整備終了後、建物のどこかに出演者の写真や色紙などを展示して、観光の見学施設としても活用するべきだと考えています。他県からの観光客の方や県内の方が、改修後完成する近代人物館などを見ていただき、山梨県についての知識を深めてもらうとともに、これを目当てに県庁の別館にいらっしゃる、その1つの呼び水になるのではないのでしょうか。県の御所見をお伺いいたします。

小林観光部長 県庁の別館は、重厚感がある外観やレトロな内装が映像制作者に好まれておりまして、過去3年間で5本の映画と9本のテレビドラマのロケ地として活用されております。

改修後は、創建当時の状況に修復いたします旧正庁などを利用して、これまで別館で撮影された映画やテレビ番組のポスター、出演者のサイン色紙、台本などを展示することにより、別館への誘客を図るとともに、フィルムコミッション活動のPRの場ともなるように検討してまいりたいと考えております。以上であります。

永井委員 ぜひ有効な改修をして、観光利用に別館をどんどん活用していただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

(明野・環境整備センターについて)

大柴委員 創明会の大柴です。平成25年度予算について質問をいたします。
横内知事におかれましては、これまで、暮らしやすさ日本一の県づくりの実現のため、第2期チャレンジ山梨行動計画を着実に実行されてこられました。2期目の折り返し地点を過ぎた明年度は、これをさらに力強く推し進め、山梨の発展の芽を着実に育てていく重要な年度であります。明年度予算が今後の本県の発展に寄与するものとなるよう切に願い、以下、質問に入らせていただきます。

まず、予算概要45ページの産業廃棄物最終処分場管理事業費についてであ

ります。明野環境整備センターにつきましては、埋め立てられた廃棄物が将来にわたりこの場所にとどまり続けるものですので、長期にわたる安全性が求められるとこれまでも私も何度も申し上げてきたところであります。

しかしながら、昨年12月にはまたもや漏水検知システムが異常を察知し、廃棄物の受け入れが現在も停止しております。また、環境整備事業団では、システムの異常検知を知らせるメッセージに気づかず、漏水検知システムが機能しない状態で廃棄物の受け入れを行っていたとのことであります。漏水は生じていないものとしておりますけれども、このような状況では地域住民の不安は増すばかりであり、まずはしっかりと管理運営を行う、信頼回復に努めていただくよう申し上げまして、質問に入らせていただきます。

まず第一にお聞きしたいのは、やはり処分場の安全性についてであります。環境モニタリングの結果から、処分場からの漏水はなく、施設の安全性は確保されていると事業団では発表しておりますけれども、住民の不安を軽減するためにも、改めてその状況についてお伺いいたします。

安藤森林環境部長 環境整備事業団では、異常検知の判明後、直ちに埋立地・下流側の観測用井戸の水質に変動がないこと、あわせて、埋立地から外部へ汚水が漏れた場合に、漏れた汚水を捕捉することができる地下水集排水管のモニタリングのマンホールに水が流れていないことを確認いたしました。さらに、その後の観測用井戸等の詳細な水質検査でも異常がなく、施設の安全性は確保されていると考えております。以上でございます。

（ 休 憩 ）

大柴委員 異常がないということですが、今回の異常検知は、漏水検知システムの設置業者からは、前回平成22年10月の異常検知の現象と酷似しているというような報告があったと聞いております。前は安全管理委員会の了解を得た調査計画に基づき、原因の究明調査を行って、再開後に専門家に調査結果の検証を依頼しております。前回と同じ現象であるならば、速やかに事業団が調査を行うことも可能だと私は思っております。しかし、今回は専門家による調査委員会を設置して原因究明調査を行うとのことですが、調査委員会を設置した理由についてお伺いいたします。

安藤森林環境部長 今般の異常検知については、再度の発生であることを踏まえ、異常検知の原因はもとより、今後も起こる可能性がないかどうかも含め、専門的かつ客観的に検証することが必要であると考えております。このため、学識経験者の専門家による調査委員会を設置し、原因究明を行うこととしたものであります。以上でございます。

大柴委員 では、調査委員会の委員設定はどのような考えで行ったのかお伺いいたします。

安藤森林環境部長 環境整備事業団では、専門的かつ客観的に調査を行うため、安全管理委員会の専門委員3名と前回の異常検知原因に関する検証をお願いした2名の学識経験者を選定し、安全管理委員会で御了承をいただきました。さらに、安全管理委員会の御意見を踏まえ、処分場全般に詳しい専門家を加えることとしたものであります。以上でございます。

大柴委員

わかりました。

先日の土木森林環境委員会におきまして、当会派の丹澤委員が、滞水が処分場に悪影響を及ぼしているのではないかと指摘をしたところであります。処分場の専門家の見解では、滞水によって異常検知が起こったりすることは考えられないとのことですけれども、横内知事は、委員会での議論を踏まえ、滞水が今回の事故に影響しているかどうかということも含めて調査委員会に検討してもらいたいと述べておられましたので、この問題を含めてしっかりと調査をしていただきたいと思います。

そして、今回は多くの専門家の方々が調査委員会のメンバーとして初めから加わっていただいております。地域住民にとっても安心ができる調査が行われるものと期待いたしております。地域住民にとっては、施設の安全性が何にも増して重要でありますので、原因究明調査に万全を期していただきたいと思います。今後、委員会の調査がどのように進められていくのか、その見通しについてお伺いいたします。

安藤森林環境部長 環境整備事業団では、調査委員会が策定した調査計画に基づき、3月7日からシートの損傷が最も疑われる箇所の廃棄物等の掘削作業に着手したところであり、シートの確認ができる状態となるまでにはおおむね2カ月程度を要する見込みであります。その後、調査委員会において、シートの詳細な確認や異常検知原因についての検証等が行われ、7月を目途に安全管理委員会に調査結果が報告されることとなっております。以上でございます。

大柴委員

調査をしっかりと行っていただきたいと思います。

調査委員会におきまして原因究明等がなされ、施設の安全性が十分に確保できれば、安全管理委員会で意見を聞いた上で、廃棄物の受け入れを再開していくことになるかと私は理解しております。また、この明野環境整備センターはこれまで多くの経費を投じ、地元の協力のもと、長い年月をかけて整備された施設であります。これまでも県では、県民の税金で建設されたセンターを最大限に有効活用していくとしており、横内知事は昨年12月の議会におきまして、埋め立て期間の延長については、地元の北杜市に対して協議をお願いすることを表明したところであります。そこで、現在、期間延長についてはどのように考えているのかお伺いいたします。

横内知事

委員の御指摘のとおり、去る昨年12月の定例県議会におきまして、5.5年と定められている廃棄物の埋め立て期間につきまして、昨年12月中にも北杜市に対して延長の協議をお願いしたいという考え方をお示したところであります。しかしながら、昨年12月にこの2回目の異常検知が発生してしまったということでございます。したがって、まずは原因究明に最優先で取り組まなければならないという現状でございます。今後の対応につきましては、調査委員会の調査結果を踏まえた上で検討を進めてまいりたいと考えております。

大柴委員

調査結果に基づいて再開をしたときには、速やかに北杜市に対し誠意を持って協議を行っていただきたいと思います。

(峡北地域へのセミ・オープンシステムの導入について)

次に、予算概要78ページのセミ・オープンシステム導入事業費についてお伺いいたします。

私は昨年の12月議会におきまして、周産期医療体制の整備について質問し、お産のできる医療機関のない地域へお産のできる環境を確保するよう、積極的に取り組むべきであることを提言いたしました。これに対しまして、県は、産科医が不足している現状の中で、助産師の活用を図るとともに、セミ・オープンシステムを充実するなど、限られた医療資源を有効に活用する取り組みを進めており、今後は分娩に携わる医師の確保を図り、身近な地域でお産ができる体制の整備に努めていくと答弁をされました。

さらに、セミ・オープンにつきましても、今後、分娩取り扱い医療機関のない峡北や峡南への拡大を検討していくとの回答をいただきました。私の住む峡北地域では、地元にお産を取り扱う医療機関がなく、遠く甲府市などに通って、お産や健診を行う状況が長い間続いております。こうした中、セミ・オープンシステムが峡北地域に導入されることは、将来的に地域内でお産ができるようになる足がかりになるものと私も大変うれしく思っております。

私の地元の峡北地域では、このことに対して大変関心が高いわけですが、セミ・オープンシステムを峡北地域のどこの病院へ導入することを想定されているのか、まず伺います。

三枝福祉保健部長 峡北地域のどこの病院にセミ・オープンシステムを導入するかにつきましては、今後、山梨大学と協議しながら、検討、調整を図り、決定をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

大柴委員 この前、新聞では、韮崎市では市立病院へ導入するよう県に要請を行ったようですけれども、先ほど言いましたように、病院の選定に当たっては、慎重に検討を行っていただき、調整が必要だと思われそうですけれども、どのようなスケジュールで病院の選定を行っていくのかお伺いいたします。

三枝福祉保健部長 セミ・オープンシステムは、平成26年度から開始をする予定でございますが、病院の選定につきましては、必要な医療機器の整備や山梨大学との調整の時間を確保しつつ、明年度には方向性を固めたいと思っております。以上でございます。

大柴委員 スケジュールについてはわかりました。やはりどの病院を選ぶかというのは大変難しいことだと思います。慎重かつ、公明正大にぜひお願いします。

次に、セミ・オープンシステムの運営方法について伺います。現在、都留市立病院と山梨赤十字病院で、また、塩山市民病院と市立甲府病院もしくは山梨大学医学部附属病院との間で、健診と分娩の役割を定めたセミ・オープンシステムが実施されています。峡北地域ではどのようなやり方でセミ・オープンシステムを運営していくのかお伺いいたします。

三枝福祉保健部長 峡北地域でのセミ・オープンシステムの運営方法につきましては、今のところ、現在、塩山市民病院において試行されている方式と同じ方式、すなわち、峡北地域の病院に山梨大学の医師が出向いて健診を行い、分娩については山梨大学医学部附属病院か市立甲府病院で行うことを予定しております。以上でございます。

大柴委員 わかりました。

セミ・オープンシステムを導入するに当たっては、さまざまな準備が必要になると思います。当然ながら、これまでお産を取り扱っていなかった病院や、

お産の取り扱いをやめて久しい病院など、いろいろ新たな健診用の機器等を整備する必要があると思います。予算を見ますと、セミ・オープンシステムの設備整備事業費補助金が計上されていますが、具体的にどのような設備の整備を想定しているのか、またそのスケジュールについて伺います。

三枝福祉保健部長 妊婦健診の実施のためには、胎児の状況を観察するための超音波診断装置や、発育状況を検査するための分娩監視装置などの産科専用の医療機器が必要になります。セミ・オープンシステムを導入する病院におきまして、平成25年度中にこれらの機器を整備していただき、県では医療機器の整備に対し助成をすることとしております。以上でございます。

大柴委員 わかりました。子供が地元地域で生まれて育つということは、各地域のまた大きな課題となると思います。少子化対策の解決方法の1つにもなるんじゃないかと私は考えておりますので、1日でも早い開催をぜひお願いいたします。

（農村女性の活動支援について）

最後に、予算概要の40ページ、農村女性による農村資源活用事業費について伺います。

私は、地域農業の担い手として、また、農村地域を活性化していく上で、女性は重要な役割を担っているものと考えております。これまで県内の各地域におきまして、グループでの農業生産活動や、近年話題となっています6次産業化の先駆けである農産加工品の開発などさまざまな活動が女性によって展開をされてきたところであります。今後とも、農村地域を維持・発展させていくためには、女性ならではの視点とかセンスを生かした特産品の開発や、広く都市部に農村のよさをアピールし、地元での交流などを通じた地域活性化につながる取り組みについて期待するところであります。

こうした活動が活発化することが、新たな産品開発のアイデアが生まれたり、都会にいながら農業や田舎暮らしに興味を持つ人々に対し本県をアピールするなど、都市部との交流を通じたさまざまな方面への効果ができるのではないかと考えております。そこで、農村女性の活動支援策について幾つか伺います。

私の地元の北杜市では、農家の女性グループが、地元の農産物を使った加工品の開発を行ったり、薬膳料理のレストランを経営するなどしておりますけれども、現在、県内では加工品の開発や農産物の直売に取り組んでいる女性グループ、これはどのぐらいあるのか、また、主にどのような活動をしているのか伺います。

加藤農政部長 現在、農家の女性が中心となりまして組織され、農産物の加工や販売など、いわゆる起業活動を行っているグループは、県内に42グループございます。これらのグループは、みずから生産した果物、野菜などを原料に、共同して、みそや漬物、ジャムや菓子類などの加工食品を手づくりでつくりまして、道の駅をはじめ、農産物直売所で販売することなどを主な活動としておりますが、中には、直売所の運営管理を任されたり、法人化しまして経営発展をさせているグループなども出てきているところでございます。以上でございます。

大柴委員 42グループあって、現在の取り組みは加工品の販売が多いとのことですが、この農村女性による農村資源活用事業は、こうした加工品づくりなどの取り組みを支援していくものなのか、この事業を創設した趣旨、目的

についてお伺いいたします。

加藤農政部長 本事業は、これまでの加工品開発や販売活動だけではなく、女性の視点から、改めて地域の特産品や昔ながらの食文化、また、自然豊かな農村景観や人とのふれあいなど地域の魅力ある資源を発掘いたしまして、これらの資源を活用した都市農村交流を通じて、農山村地域の活性化に向けた女性の活動機会を拡大していこうとするものでございます。以上でございます。

大柴委員 目的についてはわかりました。
次に、この事業では具体的に誰を対象として、どのような内容の取り組みをしていくのかお伺いいたします。

加藤農政部長 この事業は、各地域で活躍してございます女性グループを対象に、県下4地域の農務事務所単位で実施をしていくこととしております。事業内容といたしましては、地域資源の活用方策や都市との交流などをテーマとしたいわゆるワークショップ方式を活用いたしまして、農産物の収穫や郷土料理など体験プラン、農村地域を散策する観光ルートづくりなど交流プログラムを策定いたしまして、その実践を行うものでございます。さらに、本県の農村資源を都市部にPRするため、都内のマルシェに女性グループが出展いたしまして、県内各地の農産物や加工品、伝統食などの展示、販売活動を行うこととしてございます。以上でございます。

大柴委員 今、説明がありました交流プログラムの実践により、農村地域への都市部の人々の呼び込みによる交流人口の増加や新たな担い手づくりなどにも貢献できるのではないかと考えておりますけれども、事業効果についてはどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

加藤農政部長 農村女性が中心となって、地域にありますさまざまな資源の発掘や都市との交流を行うことによりまして、新たな特産品開発のアイデアが生まれるなど、農村女性グループ活動の活性化を期待しているところでございます。また、女性の力を通じまして、農村の魅力が情報発信されることによりまして、都市住民が本県の農業、農村に接する機会が増え、交流人口の増加や地域農業の新たな担い手の発掘にもつながるものと考えてございます。以上でございます。

大柴委員 わかりました。さまざまな効果があり、喜ばしいことだと思っております。
農村地域のコミュニティの維持には女性の力は必要不可欠であると考えております。各地域の意欲ある農村女性グループの活動に対し、今後とも積極的に支援をしていく必要があると思うんですけれども、県の考えはいかがか最後にお伺いいたします。

加藤農政部長 農村地域の活力を維持していくためには、女性の担う力、役割は大変重要でございます。今後とも、女性ならではの感性や創造力を大いに発揮いたしまして、農村の6次産業化をはじめとしたもうかる農業の実践と、地域の活性化に貢献できる女性グループの活動を積極的に支援してまいる所存であります。以上でございます。

大柴委員 ありがとうございます。部長が今、申し上げていただいたように、ぜひもっと女性ならではの発想とまた能力を農業展開に生かせるように予算もできる

だけ増やしていただいて、そして、できれば女性の教育者も育てるような形で、女性の農業の担い手の増加につながるよう事業展開を切望いたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

（定住促進のために燃料電池関連産業の集積・育成や成長産業の創出にどのように取り組むのか）

丹澤委員

花に嵐のたとえもあるぞ、さよならだけが人生だ。新津部長さん、長い間お疲れさまでした。

予算書概要の22ページの燃料電池実用化・産業集積促進事業費についてお伺いいたします。予算のよしあしというのはどこで判断するかと私たちは教わってきたときに、すき間のない予算をつくることだ、どこを議会で突かれても、「ここにあります」と言えるような予算をつくることと教わってまいりました。先ほど知事さんは、選択と集中、これが今の予算にとっては大事だという話をされたわけでありましてけれども、本当に今回の予算はそういうふうになっているのかという気がいたしました。

県が14日に発表した現在の常住人口が85万人を切ってしまったということで、平成元年8月以来の、85万人を切ってしまった。知事も大変心を痛めておられまして、定住促進に並々ならぬ力を注いでいるということはよくわかります。

この中で何が一番問題かということ、知事は記者会見でも取り上げておりましたけれども、私もそうだと思いますけれども、去年の学校基本調査で高校の卒業生が8,700人ありました。そのうち、4,600人は首都圏の大学に進学をしたわけでありまして。出ていった子供が山梨県に戻ってくるのはどれぐらいかということを県で調査した結果がありますけれども、その調査結果ではわずか20%。4,600人が出て行って、約920人しか帰ってこない。ほとんどの人がそのまま首都圏にとどまってしまう。これをとめることがまず先決だということで、知事は新しい産業を創出したり、あるいは集積したりすることが大事だというふうなお話をされています。

県民の意識調査もこの間県から発表になりましたけれども、この中でも、53.3%が山梨県には魅力がある職場が少ないというふうに回答しております。こういうふうなことから、新しい産業を創出したり、あるいは集積をしたりすることは最も大事な事業であります。

山梨大学が燃料電池の触媒のものを真っ先に研究してすぐれた成果が上っているということでありましたけれども、知事が本ここなんかで言うような話を聞いておられますと、山梨県の地に燃料電池を集積させるんだというふうな強い意気込みが感じられました。

私たちは、アメリカの西海岸にあるシリコンバレーのように、アップルとか、あるいはグーグル、インテルのようなああいうふうなものが集積をされる、ここに「燃料電池バレー」のようなものができるのかということを描いておりました。しかし、どうも今、27年には燃料電池が市販をされるという状況になってみて、果たしてそうなのかなという疑問を抱くようになってきたわけでありまして。

そこで、県は、燃料電池関連産業について、どのような集積を目指しているのかお伺いをいたします。

新津産業労働部長 燃料関連電池産業では、既にエネファーム等は実用化されて、大手メーカーが生産体制を整えているという状況にあります。それから、平成27年に投

入される燃料電池自動車につきましては、車両がハイブリッド自動車や電気自動車をベースに開発をしているということで、コストを重視する自動車メーカーとしては、既存の生産ラインを活用して生産していただくということが前提だと聞いております。

そこで、本県中小企業としては、持っている強みであります機械電子関連の切削とか研磨とか精密微細加工、そういった技術力を生かしまして、燃料電池製品の周辺部品への参入、それから、燃料電池を新たな部品に活用していくような研究開発、こういったものを支援することで、県内中小企業の燃料電池関連産業への進出、集積を目指しているところであります。以上です。

丹澤委員 　では、現在までに燃料電池に関するものでどういうふうなものがここに集積をされたんでしょうか。

新津産業労働部長 　現状では、全国的にも九州大学の水素の製造を核とした福岡県における関連産業の集積といったような以外には、まだ全国的にも集積というのはないのではないかという認識をしております。こうした中、本県では、山梨大学の研究開発を活用して燃料電池関連産業へ移転させていこうということで、これまで実用化推進会議とか燃料電池塾、こうしたものにおける事業化の検討、それから、共同研究スペースを提供してございまして、そこでの研究とか、こうしたことに意欲ある中小企業というのが延べ42社参画してございまして、こうした意欲ある中小企業の活動が今後の産業集積につながってくることに期待をしているという状況でございます。以上です。

丹澤委員 　山梨県がほかの地域に比べてすぐれていることは何かと申しますと、燃料電池の触媒をここで持っている研究施設があるということですから、他の県にはない、まさにこれが優位性なんですよね。知識もある。あるいは、その部分の中のどの部分が山梨県でつくれる部分なのか。先ほど、切削とか研磨とかプレスとかいう話がありましたけれども、山梨県にすぐれた技術があっても、その技術を使って燃料電池のどの部分がつくれるのか、どの部分が製品化していくのかということが山梨県内の企業によく伝達されているんでしょうか。

新津産業労働部長 　先ほども申し上げましたように、燃料電池の山梨大学の研究の移転ということで、燃料電池塾というようなことで、山梨大学の研究開発に参画している大手メーカーの技術者を講師にしてセミナーをしたり、逆にこちらの中小企業のほうから、こんなものが我が社にはできるんだけど、燃料電池のどこに応用できるのかといった形でこれまでも開催をして、そういった周知を図ってきているところでございます。

丹澤委員 　山梨大学がつくっているのは触媒ですよね。つまり、酸素と水素を結合させて、その結合するときにはできるエネルギーを電気に変えていくという分野で、山梨県はむしろ化学の分野は弱いと言われてきたわけですね。先ほど知事も、機械電子工業が主力であると。それは昭和57年に全線開通したときにそういうものがここへ来たということで発展してきたわけですから、山梨大学が今やっているそれが、山梨県の今のプレスあるいは研磨、切削、そういうものに活用できる分野は今あるんでしょうか。

新津産業労働部長 　ただいまの山梨大学の研究、燃料電池スタックそのものの触媒を研究しているわけですけども、それがそのまま、委員御指摘のように、本県には化学

というような産業がほとんど立地しておりませんので、直接的にそれを応用して本県の産業に移転、定着していくということについては若干難しいものであると考えております。

丹澤委員

先般ニューメキシコへ行ってきた人がこの話をしてくれました。ニューメキシコは砂漠の真ん中に太陽光発電があって、その太陽光発電で昼間は水で水素をつくる。そして、夜になったら、その水素で電気を起こす。まるで夢のようなエネルギー循環がされていたということでした。今、私たちの頭の中では、燃料電池というと自動車だけにしか思い浮かばなかったけれども、私はその話を聞いてみて、燃料電池っていろいろなものに使えるんだと。

そうすると、山梨県で水素を仮につくれる、水でできるのが一番効率的だとしたら……、石油製品でつくるとは、これは山梨県は無理でしょう。しかし、水でできるとしたら、山梨県は水素基地として有力じゃないのか。その水素基地をつくれれば、運搬もしなければならぬ。ガス漏れしないようなものもつくる。宮入バルブのようなすぐれた、ああいうバルブなんかも必要。それから、須玉にあるミラプロがつくっているような、真空状態でも耐える、そういうふうな継手みたいなものがあるというふうに、その人が、山梨県にはいろいろ、こういう企業もあるじゃないか、これもあるじゃないかと。これにまず情報を提供して、山梨県は燃料電池の何に参画できるのか、そこが一番大事じゃないかという話をしてくれました。

そこで、今後どのような手法で燃料電池の集積をしたり、育成をしていかれるのかお尋ねをします。

新津産業労働部長 私どもといたしましては、明年度も3,000万円の助成枠を設定しております燃料電池産業の産業集積・育成支援事業費補助金を持っておりますので、引き続き、新たに県内中小企業にこういった研究開発に手を挙げていただきまして、支援をしてまいるといことも考えております。

昨年からはスタートをいたしました成長分野連携参入支援事業、ここでは4つのテーマのタスクフォースを形成しているわけですが、その中に燃料電池関連産業タスクフォース、これを設けました。そこにおいて研究開発の発展段階に応じてさまざまな支援をしていくというスキームでやっていきたいと考えています。現状、7社プラス1でやっておりますけれども、ここには県内の半導体大手とか、ガス会社などもオブザーバーとして参加をするということになっておりますし、7社は固定したものではありません。これから新たな参入を大いに期待するという形でこのタスクフォースを進めていきたいと考えております。

丹澤委員

では、次に移ります。成長産業創出支援事業について伺います。

県は昨年、日立マクセルの元社長さんの角田義人さんを産業政策アドバイザーとして委嘱いたしました。大変熱心で、各企業回りをしていただいて、「あなたのところはこういうことがすぐれている」というふうなことで大変勇気づけられた、あるいは新たな発掘をしてもらっているということで、各企業の関係者は大変喜んでおります。本当にいい人を見つけられたと思っています。

しかし、個々の企業が、一つ一つがすぐれた技術を持っていても、これは産業として何に役立たない。これを1つの製品として売り出していかなければ、あるいは親会社が注文してくれなければ、その技術は何にも役に立たないということで、角田さんの提言によって8つのタスクフォースを決めたいですけれども、どのようにしてこの8つのタスクフォースを決められたんでしょう

か。

新津産業労働部長 もちろん角田アドバイザーを先頭に審査会をつくりまして、14社からプロポーザル型の提案を受けたものがございます。それを3日間にわたって審査して、絞り込むというようなこと。それから、テーマ型で、もともと4つの分野については、これを成長分野として推進していこうということですので、審査会を3日間にわたってやった結果、合計8つに絞ってきたということで決まっています。

丹澤委員 プロポーザルは目的が明確ですけれども、県がされましたテーマにおいて集まってきた人たちというのは、これはこのやり方で成果が出るのでしょうか。

新津産業労働部長 この新しくつくった補助金なんかにもまだ、先端産業の視察とか展示会に行くとかいうようなことがございますけれども、それについては、このテーマ型におきましては、リーダー企業を中心にテーマを絞っていく。それで、本県産業がそのテーマの中のどんな分野に食い込めるのかということ当初はやっていくということで、こういった仕組みをしているところでございます。

丹澤委員 ようやく集まって何をつくるかということを決めていくというのは、なかなか素早い結論が出るのは大変だと思います。

角田さんが本県のものづくりに対して提言をしてくれています。山梨県のものづくりの課題も挙げているわけですが、その中で4つほどまとめてみますと、山梨県の企業というのは、下請で、大企業依存型だと。それから、2つ目として、企業間の競争意識が強くて、自分の技術は秘密にしているなかなかみんなと協力しない。それから、3つ目が外へ売り込みにいかない。4つ目が、新事業のインキュベーションのシステムが山梨県には整っていない。つまり、新しい事業が生まれにくいという、この4つを指摘していますけれども、これについて県はどのように対応していくつもりなのでしょうか。

新津産業労働部長 こうした角田アドバイザーの指摘課題に対して、先ほどの成長分野連携産業支援事業におきまして、まず2次請・3次請主体で大企業依存型であるとか、それから、競争するばかりで連携する意識が弱い、そういった中小企業の課題につきましては、このタスクフォースが目指しております共同受注体、共同事業体の形成、こういった共同化で対応していく。それから、外への売り込みが弱いというような課題につきましては、このタスクフォースにおきまして開発いたしました新製品・新技術を県外の各種展示会へ出展する、こういったことで販路拡大を推進する。それから、インキュベーションシステムがまだないというような御指摘については、当面は工業技術センターなどの既存の施設等も活用しながらいくわけですが、タスクフォースの発展段階、進捗に合わせまして対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

丹澤委員 角田さんがせっかくすばらしい設計図を描いてくれたわけです。指揮官もいい人を雇いました。問題は行政がどういう形でこの人を支援していくのか。そして、1日も早くいい成果を生み出していくのか。体制としてどういうふうな体制でこの新産業創出事業を支援していくお考えでしょうか。

新津産業労働部長 今回形成をいたしております8つのタスクフォースでございますが、これには県の工業技術センターの研究員、それから、山梨産業支援機構の職員を担

当者としてそれぞれのタスクフォースに1名ずつ配置いたしておきまして、この体制で各タスクフォースの課題とかを解決していったり、いわば事務的な仕事、事務局的な仕事も担っていくと、こういう体制を整えているところでございます。

さらに、各タスクフォースからの要請に応じて、専門分野に精通した大学教授とか大手企業のOB、こういった方を別途コーディネーターとして選任いたしまして、タスクフォースの研究課題等の開発を支援していくということを考えております。さらに、資金的には、それぞれの段階にさまざまな支援メニューを投入していくということで支援をしていきたいと考えております。以上です。

(海外観光客の誘致について)

丹澤委員

次へ進みます。国際観光関係事業、予算概要の62ページであります。

2006年に発行した『地域ブランド戦略サーベイ』という日経リサーチがつくった本ですけれども、これに基づいて、前回私は質問したことがあります。そのときに、山梨県は本当に認知度も低い、ブランド力も低いということで質問いたしましたけれども、2010年のこれを見たらびっくりしました。認知度も高い、ブランド力も高い、これにたくさん金をかけてきたんだというふうに改めて感心をしたわけでありまして。

まず、国は東南アジア市場での訪日プロモーションを非常に重要視してきました。本県にとっても、東南アジアなどからの観光客の誘致活動は大変大事なことということで、知事はこれに大変力を注いでいるわけでありましてけれども、本県を訪れた東南アジアの観光客数というのはどのぐらいでしょうか。去年でいいです。

小林観光部長

本県のタイ、シンガポール、マレーシアからの観光客ということで東南アジアとさせていただきたいと思っておりますけれども、国の宿泊旅行統計によりますと、平成22年が8万2,000人、平成23年が3万人、平成24年5万6,000人でございます。

丹澤委員

各国別にお話をいただけますか。

小林観光部長

各国別で。申しわけありません。平成24年ですけれども、タイが約4万人、シンガポールが約8,000人、マレーシアが約8,500人でございます。

丹澤委員

今回、中国が、例の尖閣以降、24年度の第4四半期を見ますと、山梨県に来たのは3,300人程度ということのようです。韓国についても大分低い数字なんですけれども、韓国が少ないというのはどういうことなのでしょうか。

小林観光部長

韓国の少ない要因ということですが、一応、政府の観光局の見解でございますけれども、韓国人観光客の減少につきましては、まずは東日本大震災後の放射能への不安、それから、円高の長期化の影響を主な要因として挙げております。

これら以外に、本県における減少の要因として考えておりますのは、韓国人観光客の旅行が、団体で観光地をめぐるような旅行から、個人の趣味やテーマに沿った多様な形態に変化しておきまして、目的地が北九州や北海道なども踏まえて多様化していると。まず第1回目は人は富士山に来ますけれども、それ以外のところも韓国の旅行の中では候補地として選ばれている。このようなこ

とも一因であると考えております。

丹澤委員 中国からの観光客が非常に減少しているというふうな状況の中で、今回の予算の中では、海外観光に使うのが全体で2,300万円、そのうち中国関係が720万円ということで、今、中国の観光客は回復するという見通しはあるのでしょうか。

横内知事 中国の観光客の回復の見通しということでございますが、御案内のように、平成22年9月に尖閣列島付近における漁船の衝突事件がございました。それをきっかけに観光客が減少したわけでありまして、その後、両国の外交関係が改善したことによりまして、23年の春からは再び回復基調になったわけでありまして。

しかしながら、今回は問題の発生後半年が経過しておりますけれども、いまだに外交関係改善の兆しが見られていないという状況でありまして、現時点では中国からの観光客は低迷をしているという状況であります。しかし、いつかは両国の外交関係は改善していくに違いないと我々としては思っております、そうなれば必ず中国人観光客の本県への訪問は回復するに違いないと思っております。何といたっても人口13億人という、他のアジア諸国を圧倒する大きな市場でございますし、中国人というのは大変に富士山が好きであり、また、桃が好きであるという民族でありますから、当面は非常に厳しくても、長い目で中国観光客の誘致に取り組んでいかなければならないと思っております。

丹澤委員 この時期に700万のお金を中国関係へつぎ込んでいるわけですが、せつかくほかのところへ知事は目を向けているわけですが、そちらのほうにむしろ効率的に向けたほうが、選択と集中であれば、今の時期に中国へこれだけのお金を投入する必要があるかどうかということだと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

小林観光部長 中国についての予算づけということでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、13億人を超える人口があって、今後も大幅な観光客の増加が見込まれていると。また、関係改善がなされるということも将来的には当然だと考えております。本県にとりまして中国人観光客というのは、外国人観光客のうちの半数を占めている非常に重要な市場であります。本県がこれまで中国で行ってまいりましたトップセールスとか観光キャラバン、これが成果を上げておると判断しておりますので、このような厳しい時期ではありますけれども、将来の回復を視野に入れて、引き続き粘り強くセールス活動を展開することが必要であると考えております。以上であります。

丹澤委員 この時期に別な方向へ持っていったほうがいいじゃないか。それは確かに必要ですが、今、ここで宣伝効果があらわれるかどうか大変疑問だと思っております。

もう1つ、私たちが昨年大連へ行ったときに3泊4日で行きました。現地の旅行会社に「山梨県に行ったことがありますか」「ありません」という話でした。なぜか。成田でおりても、関空でおりても、山梨県は非常に難しいところだと。泊まりにくい。せつかく知事さん以下みんな行っておりますけれども、果たして山梨県が観光ルートとして海外の人たちに認めてもらえるのかどうか、認めてもらう方法はどのようにしていくのか、それをお尋ねいたします。

小林観光部長 初めて日本を訪れる観光客の団体旅行ですけれども、その主な観光ルートというのは、東京、富士山、大阪を結ぶいわゆるゴールデンルートと考えておりました。ツアー商品として中国でも、韓国でも、東南アジアでも造成がされているところ。また、それ以外に、本県は自然やフルーツ、ワインとか、あるいは温泉、魅力的な観光資源がありますので、それらの日本的な観光資源を持つ県と認知をされておりますので、依然、山梨の人気は高いものであるのではないかと考えております。

また、今後につきましても、いろいろなプロモーションなど官民一体となったアピールに取り組んでまいりまして、多くの旅行商品を継続して造成していくということを考えているわけですが、一般市民のPRも重要でありますので、インターネットとかテレビ、さまざまなツールを活用して広報活動、それから、国際観光展への出展とか、そんなようなことで本県の魅力の情報発信を積極的に行ってまいりたいと考えております。

丹澤委員 ぜひよろしく申し上げます。

(公共事業の効率的な遂行について)

次に、公共事業の効率的な遂行について伺います。ページは8ページ、9ページ。

御存じのように、公共事業が今年度は、24年度の最終で918億円に上りました。この数字というのは、平成16年と予算額が同規模であります。しかし、職員数は平成16年と比較して50人も少ないという状況になっております。この50人も減少している現状で、段階検査とか、依然として昔と変わらないことをやらなければならぬわけですけれども、50人減少した職員に対して、事業量は依然として、いや、かえって増えているというところで、どのように対応していかれますか。

酒谷県土整備部長 緊急経済対策に伴う工事発注件数の増加によりまして、十分な監督体制がとれない場合には、監督業務の補助を設計コンサルタントへ委託する現場技術業務委託を活用して、遅滞なく工事の段階確認を行い、工事を円滑に進めることができると考えております。以上であります。

丹澤委員 ぜひ円滑なことを工夫していただきたいと思っております。

山梨県は事業者数が平成16年に比べてみて632社減少しているそうです。全国に比べたら会社の数はまだ減ってはいないんですけれども、事業の数が大幅に減ってしまったということで、この事業量がこなせるかどうか。そのためには、まず書類の簡素化、あるいは段階検査の効率的な執行、もう1つは、現場で発生した諸問題の解決に対する迅速な対応、これが必要だと思いますけれども、どうお考えですか。

酒谷県土整備部長 工事の効率的な執行についてということでございます。まず、工事関係書類につきましても、従来から簡素化を進めてきておりました。これまでに工事日誌の廃止や、夜間・休日作業届の電子化などを行っております。一方、粗雑工事の防止、工事目的物の品質確保のために提出していただく書類の厳格化も行っているところでもあります。こうした中で、建設業者の技術力が向上し、粗雑工事も減少していることから、品質を確保しつつ、効率的な執行が図れるように、工事書類について検討していくこととしております。

一方、段階確認等、現場での工事の効率的な執行についてでございますけれども、現場での諸問題への迅速な対応を行うために、ワンデーレスポンスというようなことをやっております。これは監督員が現場を待たせずに速やかにその結果を回答するというもので、このワンデーレスポンスを一部の工事で実施しているところであります。また、重要構造物を含む工事におきましては、設計や施工上の諸問題を解決するために、発注者と工事施工業者と当該工事を設計したコンサルタントの三者で技術検討会を行っております。今後はこれらの取り組みをより多くの工事で積極的に実施しまして、効率的な遂行に生かしたいと考えております。以上であります。

（ 休 憩 ）

（農地の利用集積について）

久保田委員

フォーラム未来の久保田です。よろしくお願ひします。

予算概要35ページ。初めに、農地利用集積円滑化促進事業費並びに農地集積協力金交付事業費について伺います。

本県の農業は、恵まれた自然環境の中で、生産者が長年積み重ねた技術やノウハウのもと、桃やスモモ、サクランボなどが栽培され、果樹王国を形成しています。しかし、農家の数の減少や農業従事者の高齢化に伴い、営農の継続が困難な農地が発生しており、耕作放棄地の増加、生産活動の低下などの課題を抱えています。

一方、私の住む南アルプス市などでは、県が進めるさまざまな就農支援策などの効果もあって、経営規模を拡大したい意向を持った意欲ある農家が徐々に増えつつあります。今後も力強い果樹地帯として維持発展していくためには、このような担い手に農地を集積していくことが必要だと思ひます。

そこでまず、農地利用集積円滑化促進事業について、概要には「農地集積に向けた取り組みを支援する」とありますが、その内容について伺ひます。

加藤農政部長

この事業は、農地流動化を促進し、多様な担い手に農地を集積するため、農地利用集積円滑化団体に配置する農地調整員による農地の権利関係の調査等に対して支援をするものでございます。また、農地利用集積アドバイザーによります、2つ以上の市町村にまたがります広域的な権利関係の調整などの指導に対しても支援するものであります。さらに、この取り組みを一層効率的なものとするため、研修会の開催などを行う経費を今回計上してございます。以上でございます。

久保田委員

わかりました。

次に、農地集積協力交付金事業について、予算概要には「農地集積を図るため、農地の貸し手に対して協力金を支払う市町村に対し交付する」とありますが、この事業の内容について伺ひます。

加藤農政部長

この事業は、経営転換協力交付金と分散錯圃解消協力交付金の2つの事業からなっております。まず、経営転換協力交付金は、担い手への農地集積に協力する離農者等の面積に応じまして協力金を支払う制度でございます。また、もう1つの分散錯圃解消協力交付金は、担い手の農地の連担化に協力する農地所有者へ面積に比例いたしまして協力金を支払う制度でございます。

交付要件といたしましては、両交付金とも、農地利用集積円滑化団体へ10年以上の白紙委任が必須の条件となっております。以上でございます。

久保田委員 どんどん行きます。
 交付対象者は、土地利用型農業から経営転換する農業者や離農者等とのこと
であり、本県は果樹が主要の農業であるため、うまく活用されないのではない
かと思いますが、この点について御所見を伺います。

加藤農政部長 農地集積協力交付金につきましては、米、麦、大豆などのいわゆる土地利用
型農業の集積を目的とした制度でございまして、本年度創出されたものでござ
いいますが、本県の主力農産物であります果樹も対象になるよう、本年度国へ施
策要望を行ったところでございます。そういう中で、明年度から、土地利用型
作物に加えまして、果樹や野菜も交付対象に追加される見込みとなり、本県で
の活用は一層進むものと考えてございます。以上でございます。

久保田委員 農地耕作放棄地がないように努力していただきたいと思えます。

（果樹農業の振興について）

次に、予算概要36ページ、果樹農業の振興について幾つか伺います。

まず、果樹団地化促進支援事業費についてであります。本県の果樹産地の多
くは中山間地域に立地し、小規模な圃場が分散しているなど不利な条件下でも、
農家の長年にわたる努力や高い生産技術に支えられた集約的な栽培が行われ
てきました。県においても、果樹産地を維持発展させていくため、作業の効率
化や省力化、品目別の団地化を図る果樹園などの基盤整備を重点的に実施して
おります。

一方、果樹農家からは、基盤整備の必要性は理解していても、既に植えてあ
る果樹の伐採などの負担を心配して、事業参加をちゅうちょしている旨の話も
聞いております。こうした農家の不安に応えられる支援策が必要と考えます。

そこでまず、当初予算概要にワークショップの開催とあるが、果樹団地化推
進事業費36万と果樹の伐採などとある果樹団地化促進支援事業費補助金5、
000万円の事業概要について伺います。

加藤農政部長 まず、果樹団地化推進事業費につきましては、果樹園の団地化に向けまして、
地域内の合意形成を図るため、各農務事務所に設置しましたプロジェクトチ
ームが実施する農家意向調査やワークショップの開催経費などでございます。

次に、果樹団地化促進支援事業費補助金につきましては、果樹産地の圃場整
備を促進するため、同工事に伴い発生する既存果樹の伐採、ブドウ棚の再設
経費など農家負担を軽減するための支援でございます。以上でございます。

久保田委員 今、大体わかりましたけれども、経営規模拡大ということですから、わりに
農家の人には末端まで周知されておられません。ぜひともJA等を通して周知し
ていただきたいなと思っております。

次に、果樹農家規模拡大支援事業費補助金についてであります。最近、TP
Pの話題が高まる中、農業がさまざまな場面で注目されています。農業を成長
産業にしていくことは極めて重要であります。本県農業の主力品目である果
樹については、小区画で不整形な農地が多いという問題を抱えております。そ
こで、今後、本県の果樹農業が競争力を持ち続けるためには、基盤整備とあ
わせて、今ある優良な農地を一刻も早く担い手に集積し、規模拡大や優良品質
への改植を促し、経営基盤の強化を図ることが重要だと考えます。

そこでまず、この事業の狙いについて伺います。

- 加藤農政部長　この事業の狙いにつきましては、年々着実に増えていきます新規就農者の方々も含めまして、果樹農家がより高い所得を目指すには、経営規模の拡大等に取り組むことが大変重要になってきております。このため20アール程度の規模拡大による約100万円の所得増を目標に、低樹高栽培などの省力化技術の導入や優良品種への改植にチャレンジする農家に必要な経費の一部を直接支援するものとし、平成22年度に創設したものでございます。以上でございます。
- 久保田委員　次に、直接農家を支援するとはこれまでなかった事業であり、果樹農家にとっては非常にありがたいことと思っておりますが、この事業の具体的な支援内容と支援期間について伺います。
- 加藤農政部長　具体的な支援内容といたしましては、20アールの規模拡大を図るために必要な借地料や伐採処理費、育成費などの経費の2分の1を3年間定額支援するものでございます。この3年間の支援期間のうち、1年目は借地代、伐採処理費、土壌改良費、苗木代、育成費の2分の1相当の経費として20万円を、また、2年目は借地代と育成費、3年目は借地代と改植費の2分の1相当の経費としてそれぞれ5万円を交付することといたしております。以上でございます。
- 久保田委員　次に、果樹は一度伐採すると数年間収入がなくなるため、思い切った転換をちゅうちょする農家にとっては、一歩踏み出すきっかけとなる事業と考えます。これまで3年間事業を継続してきていますが、具体的にどのような農家が活用しているのか、実績について伺います。
- 加藤農政部長　3年間の実績につきましては、県下で73戸の果樹農家が約12ヘクタールの規模拡大を行いました。73戸を地域別に見ますと、中北地域で14戸、峡東地域で57戸、峡南、富士・東部地域でそれぞれ1戸となっております。また、品目別に見ますと、桃が最も多く35戸、次にブドウの28戸、以下、スモモ5戸、サクランボ2戸、その他品目となっております。以上でございます。
- 久保田委員　今聞くと、南アルプスはゼロということで残念ですけれども、よく周知していただきたいなと思います。
次に、意欲的な農家がモデル的に取り組んでいることはわかりましたが、この事業が有効に活用されるには継続的な支援も必要と考えますが、来年度はどのように支援していくのか伺います。
- 横内知事　この果樹農家規模拡大補助金でございますけれども、来年の25年度につきましては、これは3年間補助するものでありますので、23年度に事業をスタートさせた農家と24年度にスタートさせた農家がそれぞれ3年目、2年目を迎えるわけでございまして、対象農家は50戸であります。この50戸に対しまして、引き続き、規模を拡大した農地の借地代とか、苗木の育成経費について支援を実施するわけであります。
また、県の支援が終了した農家につきましては、規模拡大した農地ができるだけ早く立派な果樹園となって成果を上げてくるように、農務事務所や果樹試験場が中心になって指導などを行っていきたいと考えております。
- 久保田委員　いろいろありがとうございました。これで農政部は終わるわけですがけれども、先に言いましたとおり、まだまだ周知が徹底していないかなと思います。どう

か末端まで指導をよろしくお願いします。

（雇用創出対策について）

次に、予算概要の32ページ、雇用創出対策であります。緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費について伺います。

山梨労働局が3月1日に発表した、1月末現在の新規高等学校卒業者の就職内定率は91.3%、また、2月1日現在の新規大学等卒業者の就職内定率は65.6%と、いずれも前年度同期を上回っている状況であります。これは新卒者御本人の就職活動はもとより、関係者の方々の連携による求人開拓、就職面接会の実施などさまざまな努力の結果であると考えております。

しかしながら、大学生等については、いまだに就職内定を得られていない新卒者や既卒者が数多くおり、こうした状況に対して、県ではセミナーや合同就職面接会を追加で開催するなど、最後までさまざまな支援を続けていると聞いています。新卒者を取り巻く雇用情勢は依然として厳しく、就職活動を続けている皆さんには、1日でも早く内定を手に入れられるよう声援を送りたいと思います。

こうした中、県では、緊急雇用創出事業の1つとして、新卒未就職者等就業体験支援事業1億1,604万円を実施することとしていますが、この同様の事業はこれまでも実施されていますが、その雇用実績と事業実施後における継続雇用の状況について伺います。

新津産業労働部長 雇用実績と雇用率ということでございますけれども、平成22年度、15人の雇用に対し9人を継続雇用しておりまして、22年度の雇用率につきましては約60%となります。23年度は35人を雇用しまして18人が継続雇用ということで、雇用率にしますと51%。24年度、本年度は64人の雇用に対して47人を継続雇用しておりまして、継続雇用率73%という状況でございます。以上でございます。

久保田委員 次に、この事業が対象とする新卒未就職者の方々にとって、就業体験を通じて安定した雇用の場が確保されることこそが最も大切であり、雇用した人数もさることながら、事業実施後に継続雇用となった人数こそがこの事業を評価する最大の指標になるのではないかと考えます。

ただいまの答弁によると、着実に成果を上げられているようでありますが、県では、これまでこの事業を実施する中で問題点をどのように分析しているのでしょうか、お伺いします。

新津産業労働部長 問題点についてですが、まず就職する側の問題点といたしましては、新卒者は初めて実社会の企業組織に入るということで、就業体験先の企業の組織になじめないといったことでさまざまな悩みを抱えて途中でやめてしまう。それから、みずからの適性をあまり考えずに就業体験先の企業を選んでしまうために、研修終了後の継続雇用に結びつかないといった問題点が就労する側にあります。

また、受け入れ先の企業側の課題といたしましては、中小企業であるために、人材育成のスキル、こういったものが不足しておりまして、就業体験者に対して適切な指導、育成等が難しいといった課題がございます。以上でございます。

久保田委員 次に、就業しようとしている側と受け入れ先企業側のそれぞれに課題があるとの答えですが、では、そのような課題、問題点を踏まえ、来年度の事業で

はどのように取り組み、継続雇用率の向上を図っていくつもりなのか伺います。

新津産業労働部長 先ほどの課題に対しまして、まず就職する側でございますけれども、ビジネスマナー等の研修、これに加え、仕事とは何なのか、働くことの意識づけ、こういった研修を実施してまいります。また、カウンセラーによる定期的な個別面談の実施、それから、事業終了後も利用できる就職相談、定着支援窓口の設置などを行ってまいります。

受け入れ企業に対しては、職場での研修を受け入れる前に、中小企業の担当者に対しまして、新人育成のノウハウ等を指導するセミナーなどを実施して向上させていきたいと考えております。以上です。

久保田委員 次に、この事業による全員が継続雇用につながるものが理想だと思いますが、現実には継続雇用につながらない方もいらっしゃるわけであり、そうした方がフリーター化することが懸念されます。継続雇用につながらない方に対するフォローをどのようにしていくか伺います。

新津産業労働部長 この事業によりまして継続雇用につながらなかったという方に対しましては、フリーター化とか、社会との接点がなくなるということのないように、ジョブカフェやまなしにおきまして個別に就職支援等を行っております。具体的には、キャリアカウンセラーが、就職に至らなかった原因を克服できるようにマンツーマンでアドバイスをいたしまして、それぞれの適性に合った職業訓練などにつなげてまいります。こうしたことでフリーター化しないよう確実にフォローを実施してまいります考えでございます。以上でございます。

久保田委員 大変世の中厳しいですから、努力していただきたいなと思います。

(地域支え合い世代間交流事業について)

次に、予算概要93ページ、地域支え合い世代間交流事業費について伺います。

事業の概要を見ますと、住民同士のつながりを深め、暮らしやすい地域社会を実現するため、介護施設や図書館等における読み聞かせなど、高齢者と子供の交流事業を実施するとのことですが、そこでまず、この高齢者と子供の交流事業とは具体的にどのような事業内容なのか伺います。

三枝福祉保健部長 この事業は、介護施設や図書館などの交流スペースを活用して行うもので、特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設の交流スペースでは、入居している高齢者と地域の子供が一緒になってレクリエーションなどを行います。また、図書館の交流スペースでは、在宅介護高齢者やその家族、地域の小学生や高齢者が集いまして、本の読み聞かせや手遊びなどのレクリエーションを行うとともに、介護者同士の交流もあわせて行うこととしております。以上でございます。

久保田委員 ただいまの説明によりますと、介護施設や図書館等の既存の施設を活用して行う事業であり、また、高齢者と子供の交流という形で高齢者にも子供にも効果的な事業であると思いますが、この事業をどのような狙いで実施するのか伺います。

三枝福祉保健部長 第2次・健やか山梨21では、地域の人と人との支え合いや人的なネット

ワークをソーシャルキャピタルと位置づけて、その活用を盛り込んだところでございます。本事業はこのソーシャルキャピタルの醸成を狙いとしてモデル的に実施をするものでございます。以上でございます。

久保田委員 事業内容と狙いはわかりましたが、最後に、事業の実施方法について伺います。

三枝福祉保健部長 この事業はNPO法人等に委託して実施いたしますが、受託したNPO法人等は、地域の学校や行政、自治会、老人クラブ、ボランティアなどの関係者からなる地域ネットワーク会議を設置いたしまして、事業の企画運営を行うこととしております。また、県では、この地域ネットワーク会議の運営支援や事業効果の検証を行うこととしております。以上でございます。

久保田委員 説明ありがとうございました。高齢者と子供の交流を通して、地域の住民同士のつながりを深め、暮らしやすい地域社会を実現することはとても大切なことだと思います。この事業が狙いとした成果を上げることに期待したいと思います。

(安心メールマップシステムについて)

最後に、予算概要95ページ、安心メールマップシステムについて伺います。

私は、今議会の一般質問で、安心・安全活動の推進を取り上げ、犯罪のない安心して暮らせる社会の実現には、消防団や防災ボランティアなどの地域団体と警察との連携が必要であることを訴えました。

現在、本県では1,600人余りの警察官らが私たちの生活を守ってくれています。しかし、警察に頼るだけではなく、県民一人一人が防犯意識を持ち、地域ぐるみで犯罪をなくしていくことが何よりも大切な防犯対策です。また、その手段として、普及が進んでいる携帯電話やパソコンを利用することは効果的だと思います。そこでまず、ふじ君安全安心メールマップシステムとはどのようなものか伺います。

真家警察本部長 本システムは、犯罪発生状況や防犯情報をメールで配信する、ふじ君安心メールシステムと、犯罪の発生状況を地図としてホームページ上に掲示する、ふじ君安全・安心マップシステムの二本立てで構成されており、県民にタイムリーな犯罪情報などを提供し、防犯対策に活用していただく有効なシステムであります。

久保田委員 次に、どのような情報内容を提供するのか伺います。

真家警察本部長 ふじ君安全メールシステムでは、登録者に対し、振り込め詐欺を狙ったアポ電や、侵入盗、二輪車盗、ひったくりなどの犯罪発生情報、子供や女性を狙った声かけ・わいせつ事案等の不審者情報などをメールで配信しております。また、ふじ君安全・安心マップシステムでは、メールシステムで配信した犯罪や声かけ・わいせつ事案などの発生地点を地図情報として県警ホームページに掲載し、自分の住んでいる地域の犯罪の情報がわかるようにしているものであります。

久保田委員 最後に、多くの方が簡単に使えることが大事だと思いますが、このシステムの利用方法と効果について伺います。

真家警察本部長 ふじ君安心メールシステムは登録が必要で、携帯電話は、カメラ機能を用いてQRコードを読み込むか、携帯電話登録用のアドレスを入力して登録。パソコンは、警察本部ホームページから登録することとなります。登録していただきますと、情報がある都度メールが配信されます。

ふじ君安全・安心マップシステムは、パソコンやスマートフォンから県警のホームページにアクセスし、閲覧することとなります。

メールシステムの登録者数は現在約5,000人で、マップシステムへのアクセス件数はこの半年間で約1万3,500件であります。県民が地域の犯罪発生情報を得て、防犯対策に役立てるために極めて有効なシステムであると考えております。以上です。

久保田委員 いろいろありがとうございました。犯罪のない安心して暮らせる社会実現のために日夜頑張っていたいただきたいと思います。

これを持ちまして、質問は終わります。

(新規就農者の確保について)

高木委員 フォーラム未来の高木です。平成25年度の予算が、知事が目指す暮らしやすさ日本一の県土づくりに資することを願い、以下、質問に入ります。

初めに、予算概要42ページ、就農定着支援制度推進事業費について伺います。

峡東地域は、本県を代表する果樹産地を形成していますが、2010年の農林業センサスによりますと、峡東地域における農林業従事者は、5年前に比べて16%減少し、なお、その平均年齢は66歳と、5年前に比べて3歳上回っております。農業の担い手の減少や高齢化が農業振興上大きな問題となっております。

こうした中、県では就農定着支援制度、いわゆるアグリマスター研修を平成22年度からスタートし、研修を受けたほとんどの人が就農する大きな成果を上げております。こうした動きを受け、山梨市においても本年度から同様の研修制度を創設し、3名の若者を支援しております。また、隣接した甲州市あるいは笛吹市においても独自の支援制度を実施するなど、担い手の確保・育成に向けた動きが各地に広まっております。

私は今後、新規就農者を一層増やしていくためには、こうした動きをさらに推し進め、県及び市町村、また、JAや農家が志を1つにして取り組むことが重要であると考えます。そこでまず、事業費が5,218万3,000円という比較的大きな予算を盛られましたので、事業内容の詳細をお伺いします。

加藤農政部長 就農希望がアグリマスターのもとで就農に必要な実践的な技術や知識を学ぶために約1年間の研修制度としているものでございます。研修生には、研修手当として年間55万円、月に直しますと5万円を支給いたしまして、また、研修生を受け入れていただいておりますアグリマスターに対しまして、年間55万円、月5万円の指導謝金を支給するものでございます。さらに、国の青年就農給付金受給資格者がアグリマスターのもとで研修を行う場合、明年度から、アグリマスターに同様の指導謝金を支給できるようにいたしたところでございます。以上でございます。

高木委員 十分な予算かどうかわかりませんが、より一層の支援をお願いします。

いろいろな方が就農を希望している中で、先ほど部長からの話で、その人たちの研修が1年間というのは私はあまりに短いなというような感じがします。研修していく上でどのように進めていこうとしているのかお伺いいたします。

加藤農政部長

この研修生は、基本的な技術や知識を備えているとともに、目指す農業経営が定まっている方を対象としているところでございます。具体的には、農家の子弟をはじめ、県立農業大学校の就農トレーニング塾や職業訓練農業科で学んだ方々などでございます。

研修の実施に当たりましては、アグリマスターの経営圏場で実践的な技術や知識を学べるよう、マンツーマンによる研修を実施しているところでございます。あわせて、アグリマスターのお力添えによりまして、研修中から、就農のための農地情報の収集や地域の方々との信頼関係を深め、スムーズな就農につながることでございます。以上でございます。

高木委員

多少の農業の心得がある方を、なおかつ、マンツーマンということですのでちょっとほっとしましたけれども、効果的なプログラムをぜひ押し進めてほしいと思います。

次に、最近ではアグリマスターがグループをつくって研修生を受け入れて、成果を上げている例もあると聞いております。それはどのようなグループなのか。また、グループで受け入れるメリットを教えてくださいと思います。

加藤農政部長

アグリマスターグループは、地域で担い手を育成しようと研修生の受け皿として自発的に生まれた組織でございまして、これまでに23グループが誕生してございます。

アグリマスターグループによる研修のメリットは、研修生が複数のアグリマスターから、多様な技術や知識、経営のノウハウが学べるほか、地域に溶け込むためのさまざまな情報の入手や人間関係の構築ができることなどでございます。また、グループで受け入れることによりまして、アグリマスターの負担軽減になるとともに、同時に複数の研修生の受け入れも可能となります。以上でございます。

高木委員

今の話で相互補完されるようですから、さらに効果があらわれてほしいと思います。

次に、新規就農者を増やしていくためには、行政の支援に加えて、地域みずから担い手を育成するという取り組みが、また、その意識が必要であり、これは本事業の1つの成果であると思います。就農してもその後農業で生計を立てていけるように、農業規模の拡大、あるいは機械あるいは設備、それらが経営の発展に向けて効果をなすように支援をしてほしい、このように考えます。これらの課題にどのように取り組んでいかれるのかお伺いいたします。

横内知事

新規就農者の経営のさらなる発展に向けた支援ということでございますが、いろいろな支援制度がございますので、新規就農者一人一人の個々の状況に応じてそうした支援制度を活用して支援をしていきたいと考えております。

例えば農務事務所ごとに、ニューファーマー応援チームを関係者でつくっております。そのニューファーマー応援チームが新規就農者に対して農地のあわせんとか、住居の確保というようなことを支援して、営農に向けてのきめ細かい支援を行っているわけでありまして。

このほか、助成制度もいろいろございます。例えば国の助成制度としては、

農地集積協力金制度というようなものがある、新規就農者に農地を貸す農家に対して一定の協力金を渡してやるという制度がございます。これを使えば、規模の拡大を行うことができるわけであります。

また、新規就農者が規模を拡大していく過程でどうしても機械とか施設の整備が必要となるわけであります。これにつきましても、新規就農者等機械・施設整備事業という事業がございますので、こういうものを活用していくことがございます。

また、国の制度で、青年就農給付金制度がございます、1年間150万円を就農者に給付する制度がございますが、これが最長5年間にわたって給付金を支給できるようになっておりますので、こうしたものも活用できると思えます。

新規就農者に対してはこうしたいろいろな支援制度がございますので、新規就農者が経営をスタートさせて、規模を拡大していけるように、それぞれの人に合った支援措置を講じていきたいと思っております。

高木委員

ありがとうございます。本事業が、引き続き高い成果を得られ、1人でも多くの新規就農者が確保され、本県農業を支える担い手として育成されるようしっかりと取り組んでいただきたいと思えます。

（醸造用甲州ブドウの確保とブドウ園の荒廃防止について）

次に、甲州ぶどう栽培クラブ支援事業費補助金について伺います。

私の住む峡東地域は、春には桃の花が一面に咲いて、ピンクのじゅうたんを敷き詰めたようです。また、秋にはたわわなブドウが実って、その色づきなど、四季折々、全国に誇れる農村風景がそこにあります。しかし、最近、農家の高齢化とともに、こうした美しい風景の中にも、耕作が放棄されるブドウ園が散見され、本県が今後も果樹王国であり続けるためにも、また、整備された美しい農村風景を後世に残し、さらに発展させるためにも早急な対策が必要だと考えます。

そこで、予算概要によれば、「都市住民等の新たな労働力を活用する」とのことですが、まず事業の概要について伺います。

加藤農政部長

本事業は、醸造用甲州種の確保と地域におけるブドウ園の荒廃防止、新たな労働力の確保を目的としたものでございます。具体的には、意欲ある農家や、JA、市町村、ワイナリー等が栽培クラブという組織を立ち上げて都市住民を募集し、集まった都会の方々に年間を通じて甲州ブドウの栽培管理に従事してもらうものでございます。

支援内容といたしましては、栽培管理の指導などを行い、栽培クラブで中心的な役割を果たしていただきますコーディネーターの設置経費と、クラブ員や栽培農家との連絡調整など運営に必要な経費を3年間支援するものでございます。以上でございます。

高木委員

本事業については既に事業を開始しているようですが、現況とこれまでの実績について伺います。

加藤農政部長

本事業は平成23年度から開始してございまして、現在、甲州市や韮崎市など、県下の4地区でJAとワイナリーなどとの連携によりまして栽培クラブが設置され、合計で125名の方々がクラブ員としてブドウ園の栽培管理のお手伝いをしていただいております。また、クラブ員の中には、剪定や新梢管理、

収穫など年間通じた農作業体験や、収穫したブドウの醸造見学などを通じまして、本県での就農を希望する方も出てきている状況でございます。以上でございます。

高木委員 既に県内で4クラブが設立され、着実に実績が上がっているようですが、農家の高齢化が進む中にあるには、参加者の裾野を広げることが大変重要だと考えます。将来を見すえ、今後どのように取り組んでいかれるのか伺います。

加藤農政部長 今後は、コーディネーターやクラブ員など関係者との意見交換を通じまして、1人でも多くの就農希望者があらわれるように、クラブの運営についてサポートしてまいりたいと考えています。また、こうした取り組みが、労働力や担い手の確保、ブドウ園の荒廃防止対策として定着していくよう、JAやワイナリーなどに対しまして、市町村と連携して普及、啓発に努めてまいります。以上でございます。

高木委員 耕作放棄地の解消や栽培技術の継承だけでなく、交流人口の拡大など、一石二鳥、あるいは三鳥とも言える事業であり、定住人口の確保にもつながる、すばらしい事業であると思います。しっかりPRして、参加者、参加団体を増やしていただけるよう期待して、次の質問に入ります。

（新銘柄豚の販路開拓について）

新銘柄豚肉流通推進事業についてであります。予算概要の37ページ。

7年間県が開発を進めてきた新しい銘柄豚の肉がいよいよ本年8月に販売されるということを知事が御答弁されました。昨年夏、私も畜産試験場をお訪ねし、そのときに職員の皆さんが本当に苦心されて努力されているんだなということを目の当たりにし、感銘したところであります。

県のブランド畜産物としては、甲州牛や甲州地どり、それらがありますが、首都圏をはじめ県外での知名度は、率直に申し上げて決して高いとは言えません。本県のブランドとしての売り込みをさらに強化する必要があると感じています。畜産試験場が総力を挙げた結果としておいしい豚肉ができましたので、これからは首都圏を中心に他県へも積極的に販路拡大を図るべきと考えます。新しい銘柄豚を山梨のブランドとして県内外の消費者に認知してもらうためには、PRの仕方や売り方が大変重要になると思います。

そこでまず、県はこの事業を利用して、銘柄豚のブランド化を図るということですが、ブランド化のためにはどのような取り組みを推進していくのか伺います。

加藤農政部長 ブランド化のためには、高品質な豚肉の安定的な生産確保がまず第一でございます。また、新しい銘柄の豚肉に山梨らしい名前と、おいしさとオリジナル性をイメージできるキャッチコピーをつけてPRするとともに、首都圏の一流レストランや有名ホテルで料理の食材として提供できるよう積極的に働きかけをしてまいりたいと思います。以上でございます。

高木委員 それでは、特に首都圏への販路を開拓していくためには、具体的にどのような取り組みをしていくのか伺います。

加藤農政部長 県の職員や流通関係者などが都内の一流レストランや有名ホテル等を個別に訪問いたしまして、豚肉を試食していただくなど、PRを行っていくことと

してございます。また、首都圏のホテル等で発表会や商談会を開催するとともに、関係者を本県にお招きいたしまして、生産農場や食肉処理施設の見学会を通じて、生産から流通までの取り組みを理解していただきまして、取引に結びつけていきたいと考えてございます。以上でございます。

高木委員

ありがとうございました。

これから銘柄豚を積極的に販売して消費者の信頼を得ていくためには、年間を通じて安定した生産が必要になると思います。銘柄豚の生産拡大につけてどのように進めていこうとしているのか伺います。

加藤農政部長

3年後の平成27年度には年間2万頭まで生産を拡大していくこととしてございます。このため、規模拡大や新たに生産を希望している農家に対しまして、種豚の供給を計画的に行うとともに、繁殖率が低下いたします夏場に人工授精技術の積極的な活用等を推進してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

高木委員

新しい銘柄豚を売り出すに当たっては、事業の内容はもちろん、これを全国に向けていかにPRしていくかが大変重要だと考えます。予算には限りがあると思いますので、テレビや新聞等の取材、あるいはインターネットやホームページなどの費用のかからない手法を最大限に活用して全国発信できるよう、関係者の一丸となった創意工夫が必要であり、そのように取り組んでいただきたいことを強く要望して、次の質問に移ります。

（鳥獣捕獲について）

鳥獣保護管理人材確保・育成事業費並びに特定鳥獣適正管理費について伺います。予算概要の50ページです。

鹿やイノシシなどが、本来生息していなかった地域へ生息域を拡大し、収穫前の作物を食い荒らすなど、農家にとって深刻な状態が続いております。農林業被害額は依然として高どまりし、また、鹿の食害による希少植物や森林への影響も懸念されます。県では、農林業被害を軽減するために、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシについて特定鳥獣保護管理計画を策定し、この計画に基づき、防止対策、保護対策、生息環境対策を含む総合的な対策を実施していると聞いております。

そうした中、昨年度のニホンジカの捕獲数は7,191頭で、この計画がスタートした平成17年に捕獲した1,280頭に対し5.6倍もの捕獲成果を上げておられます。しかしながら、このように捕獲数が大幅に増加しているにもかかわらず、ニホンジカによる農業被害は減少していません。そこでまず、現在、県内にニホンジカは何頭ぐらい生息しているのか、また、適正な生息数は何頭か、また、適当な生息数にするために、来年度何頭捕獲すればいいのか、お聞きします。

安藤森林環境部長

平成23年度のニホンジカ生息実態把握調査結果によりますと、推定生息数は県内全体で約4万頭であります。また、適正生息数は、特定鳥獣保護管理計画において、県土の利用状況に応じた鹿の生息密度をもとに算出しており、県全体で約4,700頭となっております。平成29年3月までに本県の鹿の生息数の適正值である4,700頭とするため、平成25年度には1万2,000頭の捕獲が必要となっているところでありまして、以上でございます。

高木委員 今、部長のお話ですと、現在、8倍以上もの鹿がいるということになると思います。その1万2,000頭の捕獲を担うのは猟友会の方たちだろうと思います。その会員は高齢化が進み、年々減少していると思います。そこで、現在の狩猟免許保有者の状況について伺います。

このままでは近い将来、狩猟者自体が大幅に減少すると考えられます。野生動物の保護管理の意義についてPRし、若い人たちにも理解と関心を持ってもらい、狩猟者を増やす機運を醸成することが必要と考えます。県ではどのように取り組みをされているのか伺います。

安藤森林環境部長 まず狩猟免許保有者の状況についてでございますけれども、平成23年度における狩猟免許保有者数の延べ人数は3,647人ございまして、20年前の平成3年度の保有者数5,206人に比べて1,559人、約30%減少しております。狩猟免許保有者のうち60歳以上の占める割合は約68%となっております。平成3年度の約20%に比べ48ポイント増加し、高齢化が進んでいる状況にあります。

次に、新たな狩猟者の確保対策についてでございますが、若い人たちに狩猟への理解と関心を深めていただくため、野生鳥獣に関するシンポジウムを開催し、若手のハンターによる基調講演や、ジビエ料理試食会、狩猟免許取得の相談会、模擬狩猟体験なども実施しております。また、県内4カ所の林務環境事務所を会場として、農林業者等を対象とする狩猟免許取得説明会を実施しているところでございます。以上でございます。

高木委員 30%もの減少ということですから、さらに県は力を入れてこの人たちの狩猟免許、あるいはそういった人たちが増えるように努力を重ねてほしいと思います。

次に、狩猟に興味を持った人たちが実際に狩猟を行うためには、狩猟免許や銃砲所持許可、銃やわな、また、猟犬の購入など多額な経費がかかります。県内の市町村、例えば北杜市などでは、新規狩猟免許を取得する方たちに助成をしていると聞いております。県においては、今後、市町村にどのような助成、支援をしていくのか伺います。

安藤森林環境部長 明年度から、新たなる狩猟免許を取得される方の経済的負担を軽減するため、市町村が狩猟セミナーの受講に要する経費を助成する場合には、その2分の1を県が補助するとともに、さらに、新規に銃砲等所持許可を取得する場合に必要な射撃講習の受講に要する経費につきましても同様に補助を行ってまいります。以上でございます。

高木委員 よろしくお願ひします。

免許取得者が増えたとしても、その人たちが捕獲技術を習得しなければ、捕獲頭数の増加にはつながりません。そこで、県では、狩猟者の捕獲技術を向上させるためにどのような取り組みをなされているのか伺います。

安藤森林環境部長 平成24年度から管理捕獲従事者の射撃技術向上のため、県内で射撃訓練を行う際の旅費について助成をいたしております。また、新規狩猟免許取得者等を対象に、銃やわなによる実践的な捕獲技術を習得するための管理捕獲従事者育成研修会を開催し、地域における管理捕獲の中核となる人材を育成しております。さらに明年度は、森林総合研究所において、わなによる効率的な捕獲方法の研究を行い、その成果を県内の捕獲従事者の捕獲技術の向上や捕獲数の

増加に役立ててまいりたいと考えております。以上でございます。

高木委員

関係機関との連携を図って進めていくということですので、ちょっと安心はしましたものの、待ったなしの喫緊を要する課題でもあります。県の支援を今後、熱心に取り組んでいただきますようお願いして、次の質問に入ります。

（商店街の活性化について）

次に、商店街活性化についてであります。予算概要の43ページです。商店街活力再生支援事業費補助金並びに商店街人材育成事業費について伺います。

まず、商店街活力再生支援事業費補助金についてです。商店街の活性化には、経営者自身の意識の改革による特色ある店づくり、あるいは個店同士の連携や協力による魅力ある商店街づくり、これが必要なのは言うまでもありませんが、行政や商工団体のサポートも欠かせません。

そこで、この補助金は、これまで多くの商店街の街路灯の整備などに使われてきたと聞いておりますが、この補助金の最近の活用事例と、今後、商店街の活性化のためにどのような事業が有効になるか、どのようにお考えになっているかお尋ねします。

新津産業労働部長

最近の活用事例でございますけれども、ハード的な事業といたしましては、富士吉田市や甲斐市などで行いました街路灯のLED化、それから、甲府市中心商店街での防犯カメラの設置などがございます。ソフト的な事業といたしましては、山梨市や富士川町が取り組んだ一店逸品創出事業、それから、甲府市で実施した商店街マルシェ事業、こういったものに助成をしております。

それから、今後有効な事業ということでございますけれども、商店街活性化のためには、地域におきまして安心して買い物のできる商店街づくりをまず行うこととか、地元商店街ならではの特色あるイベント、こういったものを開催することによって客を誘引していくということが有効であると考えています。以上でございます。

高木委員

私も商工会のメンバーとして、山梨市における一店逸品運動をみんなとともに協力しながらやった記憶がございます。いろいろありがとうございます。よろしく今後も支援を願います。

次に、商店街人材育成事業についてであります。本年度中小企業庁が行った全国の商店街実態調査では、商店街が抱える問題の第1番は、後継者あるいは人材の不足でありました。この事業は、商店街の人材育成のため本年度から新たに実施しているもので、私は昨年の農政産業観光委員会においても質問させていただきました。これまで年1回、一般向けの講演会形式によるセミナーを開催してきましたけれども、本年度からは少人数によるリーダー育成のための実践的なセミナーを実施することとあります。

そこで、本年度の実施状況とセミナーの方式を変更したことによってどのような成果、効果があらわれているのか伺います。

新津産業労働部長

本年度は県下各地の店主23名が参加いたしまして、商店街の振興の世界では有名な講師のもとで、全部で5回の実践的なセミナーを実施したところがございます。この5回とは別に、希望者には実際に講師が参加者の店舗を訪問いたしまして、商品の品ぞろえや陳列方法などをアドバイスするなど、繁盛する店づくりの指導も行ったところがございます。

受講者からは、自分が学んだことを商店街に伝えたいとか、商工会への助言

をこれから行うなどリーダーシップを果たしていきたいなどの声がありまして、実際に富士吉田市では、受講者の1人が異業種の勉強会を立ち上げるなど、今後の商店街の人材育成に向けて一定の効果があったものと考えております。以上でございます。

高木委員

商店街の活性化のためには、商店街を牽引する人材の育成が重要であると私も考えます。しかし、こういった事業はすぐに成果があらわれるものではないと思いますが、中小小売商業の振興のために継続して取り組んでいただきたいと思います。

最後に、Y Yコンソーシアム、やまなし若者中心市街地活性化コンソーシアム事業費についてであります。

産業労働部によりますと、商店街の活性化の取り組みがある一方で、教育委員会の予算として、やまなし若者中心市街地活性化コンソーシアム事業費240万円が計上されております。若者が活性化事業の実践を行うとの事業内容であります。まずこの事業の目的とその内容について伺います。

瀧田教育長

この事業は、大学生を中心とする若者が、地域づくりや市街地の活性化に必要なノウハウを学びながら実践活動を行うことによりまして、将来の地域リーダーとして活躍できるよう、若者の資質向上を図ることを目的としているものでございます。

この内容としては、若者から中心市街地活性化のアイデアを募集し、このアイデアに基づき、応募した若者や大学教授、地域おこしの関係者、IT企業など商店街にかかわる方々が相互に連携する組織、いわゆるコンソーシアムを形成し、商店街の活性化に向けた取り組みを行うものであり、今年度は朝日通り商店街と城南商店街を対象として実施したところであります。以上です。

高木委員

商・官・学が一体となって取り組んでおられるようです。非常に有効な事業の支援だと思しますので、よろしく願いいたします。

そういった中で、先般、私は、現状を把握するために、朝日通りの商店街に出向き、商店街の会長さんの生の声をお聞きする機会を得ました。商店主は無論のこと、梨大生を中心とする各大学の学生さん、また、県担当職員が三位一体となって商店街の活性化のためにさまざまな取り組みをしているということでした。こうした中、時として議論が白熱してくると、夜中まで討議をするという話でありました。学生は驚くほどまじめで、真剣に取り組んでくれる。また、県職員さんがここまで一生懸命やってくれるのかと、正直言って、私はそういうふうに思っていませんでした。心から感謝しています。また、将来にこの町の希望が持てますと、こんなことをおっしゃられていました。

この事業は、平成20年度に始まったやまなし若者活性化プロジェクトを加えれば、明年で6年目を迎えるとのこととあります。このような商店街の皆様の御意見を踏まえ、どのような成果が上がっているものと考えているのか伺います。

瀧田教育長

平成20年度から実施しましたやまなし若者地域活性化プロジェクトでは、当初、イベント開催等によってにぎわいを創出してきたところであります。続く平成23年度からは、継続的な事業への取り組みを重視することとし、具体的には、これまで若者のアイデアによるスイーツやパンなどの新商品開発や、携帯端末を利用した商店街の情報発信、既存の放送施設を利用した番組制作等によって商店街の継続的な活性化に結びついているものと考えております。以上でございます。

高木委員 期待の大きい事業であります。今後どのように進めていくのかお考えを伺います。

瀧田教育長 本事業については、関係する皆様から高い御評価をいただいているとともに、参加した若者の中には、卒業後も商店街の活性化に携わる人材もあらわれていることから、今後も引き続き積極的に取り組んでいく必要があるものと考えております。

また、甲府市では中心市街地再生協議会を設立し、この事業と連携する新たな事業に着手するものと聞いております。こうしたことから、甲府市とも協力しながら、若者の柔軟な発想と行動力を生かしたより効果的な活性化の取り組みが行われますよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

高木委員 最後、商店は「消店」ではなくて、「笑店」になってほしいと思います。買い物難民が600万人もいると言われる時代です。商店の活性化はまちの活性化にもつながります。知事の提唱する暮らしやすさ日本一にもつながるものと考えます。さらなる県の御支援いただけますことを強く要望して終わります。

以 上

予算特別委員長 武川 勉